

刑

政

刑務協會發行

第貳號 第參拾六卷

刑 政 第參拾六卷第貳號目次

行刑の基調……………卷頭言

行刑衛生に就いて……………司法省衛生官 芥川 信(四)

大刑務所制度に關する考察……………司法省囑託 正木 亮(二)

刑務所教育論……………輔成會囑託 大澤 眞吉(二〇)

遺棄せられたる少年の矯正に就いて……………囑託 藤井五一郎(三〇)

海外規察談……………東京地方裁判所 小原 直(七)

檢事正

行刑醫學の前途……………打田 義芳(五)

教化と永久拘禁……………(五五)

物語全集……………白頭翁(五九)

常識の泉……………(六一)

第十四回刑務官練習所閉所式來賓祝辭……………(七一)

行刑統計

叙任——訓令通牒質疑回答——彙報——會報

行刑統計

行刑統計

行刑統計

行刑衛生に就いて

司法省衛生官 芥川 信

—(4)—

(一)

概近に於ける自由刑の執行は、自由を拘束し緊張した強制労働を科するのを以て實質と爲し、之に依つて勤勉の氣風と職業の訓練とを與へ同時に再び良民に伍させる爲身體精神に必要な保護を加へるに在るとの觀念であるやうである。然るに自由刑の執行によつて、受刑者に對して、彼れが表白することの出来ない不快並に痛苦を、喚起せしむる一定の害惡 (Pain) が加へられる。換言すれば、此自由刑の執行に伴ふ必然的條件である手段方法は、受刑者の精神上並に體上に、同時に其影響を現はすものである。刑の判決實體及び其執行に於ける諸般の要素は、受刑者の性向及び感覺に直接猛烈に接觸して彼等を苦しましむるに適當である。彼等の精神生活、物質生活上並に其必要とする所に迄、苛酷な制限があるのみではない、なほ種々の大損害を蒙らせるやうな要素が屢々存在しておるのである。

由來吾人類は、物質上に缺乏を受け、或は精神上に不快を蒙ることによつて、勿論第一に身體上に障礙せられるが、然し物質上の不足によつても亦、精神上に影響を受けるものである。故に大多數の受刑者は、經驗の教ふる如く、刑罰の痛苦中物質といふ因子は、彼等に對して、刑の眞價を示すのに最も適切であると、考へるのを常としておるのである。然し他面に最も強情な性質を有しておる受刑者、或は魯鈍で退化的のものにあつては、自由の掠奪は單に掠奪自體に止まることのあるのを、勿論忘れることは出来ない。

之を要するに、個性意志に對するところの制限、換言すれば、強制労働に緊張せしむる自由拘禁は、受刑者の肉體上及精神上に影響を及ぼすものである。此の様に、彼等受刑者の物質生活及び精神生活上に迄其影響を及ぼすところの處遇は、彼等に對して、刑の内容及び定義を完全に表はすところのものである。

(二)

自由刑の執行と共に、受刑者には不可分の其健康状態の侵害現象が存在しておる。換言すれば受刑者の生活に於ては、必然的に其健康障礙が伴つておるのである。此の健康障礙は、刑の判決確定時に先見することが出来ないのみではない。實にこれは受刑者の體質及び受刑者の拘禁生活に基因する健康障礙の量に、關係しておるのである。而して此障礙は早晚受刑者の抵抗力に關係して出現するけれども、多くの場合に於ては唯だ一時的に現はれるものである。従つて此障礙は、刑期の滿了後暫時で、再び平均し除去せらるるのを常としておるのである。

然しながら、此の健康障礙が、身體虚弱な受刑者並に老衰した受刑者に、強度に發現した時、或は此の健康障礙作用が、頗る強烈で健康な受刑者の身體を、猛烈に又は後殘的に障礙する時には、其刑罰權に對し或は其の刑の執行に對して同意することが出来ないばかりでなく批難することの出来るものである。由來拘禁生活は、人類生活に頗る反した不自然の状態であるを以て、常に人類に對して危険なものである。故に拘禁生活自體が、眞に適法に實行せられた時には、往々受刑者は其健康を障礙せられ或は稀れに死を惹起するに至ることすらあるのである。然しながら、若し此の様な場合があつたならば、受刑者が其犯罪行爲及び犯罪賠償によつて得た此の運命は、辯明せられなくてはならないのである。

(三)

—(5)—

此の自由刑の執行に當つて上述の様な結果及び状態が、稀れなくて却つて普通である時には、これは真に問題である。又殊に長期自由刑の執行に當つて、屢々疾病及び死亡等が不滅の結果となつて常に現はれる時には、これは真に問題である。否な斯の様なのは、各受刑者に出現する個人的不幸でなくして、寧ろ刑法の意義及び意志に存在しない行刑に伴ふ慘酷な誤謬不測の災難である。

刑執行といふ處遇にあつては、換言すれば拘禁生活といふ要約の下にあつては、受刑者の肉體上及び精神上の健康を其避けることの出来る障得より、保護することに留意せられたところのものを、與へられなくてはならない。此の注意しなくてはならない處遇標準を、輕視したならば、受刑者の生命及び健康は破壊せられる爲め、刑の判決は、この注意しなくてはならない處遇に就いて、全々考慮しないといふ如き不正の結果となる。否この様な處遇を法律眼によつて觀察せられた時には、益々不正の結果になるに至るであらう。

受刑者を保健上適切な呼吸を爲すことの出来る監房や工場に拘禁すること、又受刑者の體温を正常に保持せしむるに緊要な被服、臥具を貸與すること、又受刑者を時々健康状態に應じて榮養すること、又受刑者を不潔並に直接の健康障得より保護すること、又受刑者を其疾病より出来る限り速かに全治せしむると、等は行刑衛生上、各受刑者に對して保證せられねばならない主要事項である。若し以上の様な諸點に對して、注意を缺いたならば、二三の受刑者ばかりでなく全受刑者に對して健康障得を惹起せしめる様な諛謬となるであらう。故に此自由刑執行の手段、方法により受刑者は自由の剝奪によつて蒙るより以上の健康障得迄も受けて釋放せられない事は確實である。のみならず今や受刑者は寧ろ激烈な社會生活に充分活動することの出来るやうな健康状態を附與せしめられて釋放せられねばならないのである。

(四)

然るが故に自由刑の主要な内容として實施せられる施設、換言すれば、其物質的の部面をなしてゐる主要な施設は、法律上に於て確定せられんことを期待するものである。若し斯の様になつたならば、凡ゆる刑務所に於ては、自由刑は正義によつて執行せられるといふことを、保證せられた状態を呈するのである。自由刑の執行は、國家より其目的の爲めに設置せられた各刑務所に於て、變化はないといふことは、保證せられるのである。斯の様であつたならば、自由刑といふ定義と、行刑の有形内容とは一致するのである。斯の様であつたならば、法律によつて一定してゐる刑量に附隨してゐる以上の痛苦及び障得は、拘禁中に於ては、決して受刑者に對して加へられない保證と、なるのである。

(五)

自由刑の實施に關した根本思想は、今日に至る迄の間に於て、屢々動搖し或は政治上の障得により或は社會的の觀察によつて、影響せられなかつたとはないのである。吾人は或る時には、犯罪人中に不幸に依て犯罪に陥れる同胞を見出した爲め、彼れを慰安し柔順に温和に教育し改善に導かうとのみする過度の感情所謂過度感化主義に陥ることがある。爲めに犯罪人に對し彼れが犯した行爲に復仇する所謂復仇主義(vergeltungstheorie)とは、全く反對の方向に進んだことのあるのを、觀察することの出来るのみでない。科刑及び行刑自體が、法律違犯行爲をなす恐れのあるものに對して有力な恐怖を及ぼすところの所謂威嚇主義(Abschreckungstheorie)とも、全く反對の方向に進んだことのあるのを、知ることが出来る。過度な感化主義の様な一つの極端が不正當であると同じく過度な復仇主義並びに威嚇主義も亦不正であり非人道である。

受刑者が、懶怠に墮落した昔の牢屋の様なのは、勿論不正であるけれども、近世に於ける壯麗な設備を爲した二三の刑務所も亦、不當であつて、種々の點に於て廢止してよい施設の存在してゐるのを認められるのである。然し之を要する

に、受刑者の健康並びに生命を保持するのに、缺くことの出来ないところのものは、施設されなくてはならない。實に斯の様な施設は、永久不變のものとして、認められなくてはならない。唯だ衛生上に於ける最少限度の注意、換言すれば決して過大でないところの注意は、自由刑の執行といふ状態にあつては、受刑者に對して保證せられなくてはならない。斯の様な保證は、吾人が累犯者の中にも所謂往々眞人間を發見することがあり、又他面科せられた自由刑といふものは、健康障礙を完全に防止することの出来ない場合もある程峻嚴なものであることを、承認する限りは、行はれなくてはならない。

(六)

吾人が歴史上で知つておる極端な暴君でさへ、受刑者の健康と生命に對しては、慈悲を希望したものが多いいはれておる。而して犯罪人の健康と生命とを顧慮しないのみではなく、人間の氣分の上に、恐怖及び戰慄を見ゆる方法で、適當に注入して、其の結果は如何んな者であるかを、自由刑の執行に際して、傍觀しやうとする様な思想を持つておるものですら、近代の自由刑の執行では、刑務所の外觀的の現象に於ては、何物をも決して變化することなく、唯だ意志の強固な精神の存在を、希望しておる程である。況んや、理性のある人で、犯罪人を再び汚穢と不秩序に墮落せしめやうと、明に斷言することの出来る人があらうか、決してないだらう。

然るに一面自由社會に於ては、凡ゆる衛生上の主張に反して、生活し住居し或は勞働しなければならぬ多數の人々のあることは、明な事實である。例へば鑛山に於けるところの鑛夫、紡績工場に於ける女工等に於て、往々其の通例を見るが様である。此等の事實は、現代の社會狀態形成に對して、不幸な徵候である。此等の事實は、頗る憫むべきものであるけれども、刑務所に於ける生活を、斯の様に施設することは出来ない。然し此の憐れな標準を以て考へれば、刑

務所に於ける最も不良な設備と雖、不良でないことがある。何となれば、最も不良な施設も、多數の受刑者に對して、常になほ佳良であることがあるからである。此等の點に就ては、吾人はツツケル(Nees)氏の所説を引用したい。即ち氏は次の様に、述べておる。

刑務所外に於てより寧ろ其内に於て享ける方が却つて佳良な様な境遇にあつた者に、對しては、刑務所の改良は企てることが出来ない、否な斯の様なのは、唯だ大きな社會的不幸の存在しておるのを、證明するものである。而して此の最後の事實があるとはいへ、峻嚴な行刑を勵行して、拘禁生活を人間の耐えることの出来る程度以下となし、又はなすべきであるとの説を生ずるに充分な根據を、與へることは出来ない。なほ一步を譲つて、この様な拘禁生活は、受刑者を教養するのみであるが故に、受刑者は單に墮落するのみであるとしても、社會は唯だ斯の様な同胞が襲はられる事實を防止せられておるのを知れば、満足することが出来やうと。

(七)

自由刑の本質及び實施に關するところの批判は、其の執行に當つて健康上最も必要なもの及び必要で缺くことの出来ない以上のものは、決して許されない時に限つて、輿論として認めることが出来るのである。従つて、此の様な點に、周到な考慮を拂はなくて、往々多くの無經驗家或は皮相の觀察家によつて、報告される、例へば常に刑務所の設備を良好になすによつて、或は常に拘禁者の處遇を寛大になすによつて、近時に於ける自由刑の執行は、犯罪の増加、及び犯罪人の累犯に陥る主要を原因となるのであると爲す様な意見及び觀察は、全く價値のないものとせられるに至るのである。然しながら、ワールベルヒ(Wahlberg)氏は述べておる。受刑者は、自由な貧困勞働者より、寧ろ佳良である又自由な社會にあつて苦しむより生活上に不安のない拘禁を希望して拘束されておる受刑者よりも、寧ろ社會にあつては、病

床で不幸に悩むのである多数の資産家があることは明に繰り返すことが出来ると。然し、斯の様な事實は、全く零落した人又は一定の刑務所にあつて單に短期刑を受けておる人人に於て、幾分真理として認められることが、あるのみである。刑務所に於ける給養が如何に厚くとも試に一度其門を開放しやうとするならば受刑者中の果して幾人が、自ら好んで此所に残留するだらうか、恐くは刑期の近く終了するのを期待しておるものの外は、殆んど皆脱出するだらう。

(八)

時代時代の確實な刑執行の方法は、一時代の主要な文化階級の忠實な影像であるといふことが、真理であるならば、此の時代の常に進歩して行く發達と共に、確に平行して進まねばならない刑の執行法は、其時代の觀察に適應し常に人間的即ち人間的で温和な體形を、現はすに至るものである。實に斯の様なのは、既に當然の原則として、到達しなければならぬことである。如何となれば眞の文明といふものは、人間性を改良するの意味に於て、決して退歩的の傾向を取らないのみでなく、却つて進歩的の傾向を取るものであるからである。實に此の駁々乎として進んで行く發達の跡を歴史的に追及することは、大なる満足と與へるところのものである。憐憫であつた古代刑務所の状態を知つて、現代の刑務所に於て受刑者は人間らしく取扱はれておるのを教示され、或は受刑者の健康と生命に對しては出來得る限り注意し保證しなければならぬ責任を保有しておるのを知りて、吾人は實に愉快な満足感を覚えるのである。

以上種々述べた様な意味で、吾人は自由刑の執行に關する凡ゆる事項に就て、衛生上の立脚點から受刑者の肉體並びに精神上に及ぼす刑の作用に就て觀察し、又受刑者の健康及び生命を保護するに必要なところの衛生上の處置を、研究し之を應用して、自由刑執行の貴重な目的を完成したい。

大刑務所制度に關する考察 (承前)

正 木 亮

(五) 刑務所の大きさ

以上の點は大刑務所が小刑務所よりも適當であると謂ふにあつた、果して然らば小刑務所とは如何なる程度の刑務所を謂ひ大刑務所とは如何なる大きさを有するものなりやに就て研究を要するが故に、私は更に其大きさの點を述べようと思ふ。

現今日本に於て實務家は大刑務所と謂へば直に大阪刑務所と巢鴨刑務所を指して居るが、大阪刑務所は大正九年十二月三十一日現在にて既に一八五〇人の拘禁者を收容し、同刑務所竣工の曉に於ては四千人以上の收容力を有するに至るべく、且巢鴨刑務所は前同日の現在にて二、五二一人を收容して居る。之等は普通の觀念に於ては大刑務所たるに何等異論の起る理由がない様であるが、然らば其他の小菅、横濱、京都、福岡、三池、神戸、札幌の七刑務所の如く千人臺の收容を爲せる刑務所と、前記二刑務所の外名古屋の如く二千人臺の收容を爲せる刑務所及び其他の千人未滿を收容せる四十七刑務所(富山及小倉、鳥取、樺太を含み少年刑務所を除く)との三個の階段に於て何れより大刑務所と名け得るやに就ては、之を行刑學上區別する必要が起る。

註二〇、司法省第二十二監獄統計年報第一二頁參照

(收容力によらず現在人員によれるも大阪のみは特に收容力の點より二千人臺に加ふ)

文献に徴すれば、彼のフラデルフ井アに千八百三年に建設せられた獨居刑務所(Solitary)は房數六百十六個あるに

大刑務所制度に關する考察

大刑務所制度に關する考察

拘はらず、之を大刑務所と稱して居り、一八一六年にはミルバンクに一千人收容の獨居刑務所をペントンビユー (Pentonville) には一八四〇年に更に大なる刑務所を建設したのであるが之等をも皆大刑務所 (Grossstrafgefängnis) と稱して居る。此れによると刑務所の大小を分つのは房の多少による様に見えるのであるが、クローネ註二は其の大小を人頭によつて區別し、一八七八年の獨逸刑務官協會 (Strafstaatsbeamtenverein) も亦人頭によつて區別して居る。此等の點より見れば、其大小は兩方面より論ぜられる様であるが、私は本論に於ては人頭によつて刑務所の大きさを定め様と思ふ。

註二一、P. Pollitz a. a. O. S. 196f. & 9.

註二二、Krohne, Lehrbuch der Gefängiskunde S. 201.

註二三、Blätter für Gefängiskunde (Organ des Vereins der deutschen Strafanstaltsbeamten, Heidelberg Winter 13, S. 64ff.

右述べた如く刑務所の大小を收容人頭によつて區別するとすれば、幾人收容するを以つて小とし幾人を以て大とするかと謂へば、クリーグスマンによれば、五十人以下の刑務所五十人乃至百人の刑務所、百人以上の刑務所の三種に分ち更に千人以上の刑務所の一種をも加へ、其の第一及び第二を共に小刑務所 (Die Kleine Gefängnisse) とし、第三即ち百人以上の刑務所を大刑務所 (Die grössere Anstalt) とし、更に千人以上のものを巨大刑務所 (Die Riesenanstalt) として居る。而して普露西亞、司法官廳は現在刑務所を此の四種に分ちて居るのである。

此の區別に従へば、前記二千人以上の收容力ある大坂刑務所を含む三ヶ所の刑務所及び千人以上の收容力ある小管其他の七刑務所は即ち巨大刑務所であつて、其他四十七ヶ所の刑務所は何れも大刑務所である。故に我國に於ては獨立せる小刑務所としては從來存在せず、只支所の中のみ存在し、熊谷、八日市場、四日市、宇治山田、高田、鶴岡、田邊、豊岡、米子、西條、大島、二見ヶ岡の十二支所は收容人員五千人以上百人以下なるを以て中刑務所 (Mittlere Anstalt) に屬し、一種の小刑務所である、八王子、土浦、朽木、松本、上田、飯田、濱松、岡崎、彦根、若松、平、米澤、宮津、若松町、

堺橋通り、津山、尾道、三次、下關、濱田、宇和島、嚴原、久留米、札幌區、釧路の二十六支所は百人以上の收容なるを以て之を大刑務所の部に屬せしむべく、其他の支所は小刑務所 (Die Kleine Anstalt) に屬せしめることが出来る。此の外に最近獨立したる小田原、川越、姫路、名古屋、岩國、福岡及び盛岡註二五の七少年刑務所は何れも百人以上の收容力があるから之を大刑務所と認めることが出来るのである。註二六

註二四、Kriegsmann, a. a. O. S. 147.

註二五、司法省第二十二監獄統計年表第二二乃至三六頁

註二六、司法省行刑局調大正十一年十一月末日現在受刑者拘禁表

之を普露西亞刑務所に例を取れば、一九〇〇年三月三十一日現在にて重懲役に處せられたる者を收容する内務省所轄の大刑務所が三十二ヶ所であつて、輕懲役、拘留及び未決拘留に處せられたる者を收容する大刑務所が十九ヶ所であるが尙之を細分すれば次の通りになる。

收容力	刑務所數
七〇〇—八〇〇人	三
六〇〇—七〇〇	一〇
五〇〇—六〇〇	一七
四〇〇—五〇〇	一〇
三〇〇—四〇〇	七
二〇〇—三〇〇	七
一〇〇—二〇〇	三

大刑務所制度に關する考察

大刑務所制度に關する考案

其他に百人以下のものが一ヶ所ある。

尚ライン州に於ては區裁判所の未決拘留、拘留及び十四日を超えざる輕懲役に處せられたる者を收容する所謂州刑務所 (Landesgefängnisse) が内務省に屬して居るのであるが、其數が六十八ヶ所程あつて、收容力は三人から四十人迄の間を上下して居るから此れは總て小刑務所 (Kleine Anstalt) である。

之に對し司法省所管の刑務所は重懲役^{註二七}を含まないで、未決拘留、輕懲役及び拘留のみに用ゐられるのであるが、其數は千三十七ヶ所であつて、其大小を表にすれば左の通りである。

收容力	刑務所數
一〇〇〇以上	三
九〇〇—一〇〇〇 ^人	一
八〇〇—九〇〇	一
七〇〇—八〇〇	二
六〇〇—七〇〇	一
五〇〇—六〇〇	二
四〇〇—五〇〇	二
三〇〇—四〇〇	六
二〇〇—三〇〇	一六
一〇〇—二〇〇	四〇
五〇—一〇〇	六一

以上巨大刑務所及大刑務所

中刑務所

九〇五 小刑務所

註二八

五〇以下

以上の二個の表によつて見れば、普露西亞に於ける刑務所は何の程度を以て標準として居るかが窺はれない程區々であり、殊に司法刑務所の如きは小刑務所が九〇五ヶ所もあつて、一見小刑務所制度に重きを置いて居る觀がないでもないのである。此等の點より見れば刑務所の大きさが論ぜられしこと又偶然でないと思ふ。

註二七 E.F. Friedrich, Die Justizverwaltungsgeschäfte in Preussen 1911, 2. Bd. 53.

D. V. O. 1921: 31.

右によれば普露西亞に於ては從來内務省所管に屬したりし重懲役及輕懲役 (警察拘留を除く) は總て一九一八年三月十五日の

法律により司法大臣に隸屬することなれり

註二八 Krehne und über Strafanstalten und Gefängnisse in Preussen, Vorwort.

註二九 Kriegsmann, a. a. O. S. 146ff. BLAG. 13. S. 64ff.

以上述べたところにより、私は刑務所の大きさを明かにしたのであるが、さりとて同じ大刑務所とするも千人と百人との間には非常なる差異があるから、幾人位の收容力を有する刑務所が最も適當であるやに就て更に學說を研究しつゝ私見を發表する必要があるのである。

(六) 收容力 論

此の論に付ては便宜の爲め項を分ちて説明を試みる。

(イ) 小刑務所

大刑務所制度に關する考案

小刑務所の大きさに就ては上述したる如くであるが、此の種の刑務所は、一面より觀察すれば、收容人員極めて少数なるが故に、刑務所の長は其統治に便にして、各收容者を個別的に知悉し得べく、且其處遇の如きも各人の性質に従つて爲し得るを以て敢て排斥する必要なきが如く考へられるのであるが、他面受刑者の改善の便宜の點より觀察するならば、極めて不利益なる點の多々あるを認むることが出来るのである。何となればヘルマン、ベルグが犯罪は時代社會の環境と社會の創造物なりと謂へる如く犯罪原因の研究は吾々に犯罪の動機が内的原因よりも外的原因を主とせることを教ふると同時に、犯罪傾向の改善は職業を授けその將來の生計の基礎を確固にするにあることが一般に認められた今日之を實現する爲めには、成るべく經濟の許す限り之が施設を充分にしなければならぬのであるが、夫れが爲めには小刑務所が極めて不利益であることは取て説明を要しない。又吾々が刑務所の作業史を繕いて何故に作業なるものが行はるに至つたかを推考するならば、刑務所の自立自營即ち國家の支出によらずして自らが自らを維持することが理想であるから、其の理想を貫徹する爲めには小刑務所が製造能力上極めて不利益であること論を要しないのである。

註三〇、Hermann Berg, Getreidepreise und Kriminalität in Deutschland seit 1882, 1902, Adolf Löwe, Arbeitslosigkeit und Kriminalität 1914.

註三一、Bauer a. a. O. S. 1ff. Schmidt a. a. O. (Freiheitsstrafe in Brandenburg-Preussen) S. 40.

故に小刑務所は其精神上及び物質上改善の目的に於て從來考えられた如く適宜なる設備と謂ふことは出来ないのであるが、クリーグスマンは此の刑務所を短期自由刑の受刑者の收容に用ゆべきことを主張し、ハイルボルンも亦同じ主張を爲して居る。此の主張は大に斟酌すべき價值のあるものであつて、三ヶ月以下の所謂短自由刑には改善の期間が短いのであるから、累進的處遇を爲し能はざる以上寧ろ小刑務所に於て刑罰の痛苦を感受せしむるに如かざるが如く思考せらるるのであるが、反面には嘗て十九世紀末より獨逸に於て激論のあつた短期自由刑可否論は同時に小刑務所の存否

論と互に關聯すべきものと見なければならぬ。即ちハイルボルンの様に短期自由刑を存置すべしとの議論を採れば、小刑務所を存置することが起り、リスト教授の様に短期自由刑を排斥すれば、小刑務所をも排斥する必要が起るのである。私は現今の刑罰執行は執行そのものは社會思潮と伴ふべしとの意見を有するが故に、改善に效果薄き短期自由刑は之を排斥し、同時に向上誘發の方法のなき短期受刑者を收禁本位に小刑務所に拘束せんとする説は之を全然排斥するものである。

尤も小刑務所に諸種の設備をなし、之に長期囚を拘禁するに於ては個別的觀察の上に於て、授職の便宜に於て如何なる大ききの刑務所よりも勝ること勿論なりと雖も、刑務所の自立自營が行刑の一の原則なる以上、生産力の點に於て如斯制度の不可能なることは一般の認むるところである。

註三二、Kriegsmann, a. a. O. S. 318.

註三三、Kriegsmann, a. a. O. S. 318.

註三四、v. List, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge Bd. I S. 11ff. Adolf Wach, Die Reform Freiheitsstrafe, S. 18ff. Vergleichende Darstellung des ausländischen und deutschen Strafrechts Bd. IV, S. 33ff. Kosenell, Welche Strafmittel für die kurzzeitige Freiheitsstrafe, Wach, a. a. O. S. 9. 此の第九頁には吾々は充分なる監視、囚人の分離をなす殊に屢々生ずる勞役を科せざる小刑務所、裁判所々屬刑務所並に之に類するもの状態を重大なる缺點と考へると云つて居る。

註三五、拙著受刑者保護の新思潮刑政第三五卷第一一號 宮本博士「刑罰とは何ぞや」法學論叢七卷一二號八卷一號瀧川學士「刑罰の本質としての應報」法學論叢七卷一號、Grundfrage des Strafrechts, 1922.

(ロ)大刑務所

大刑務所とは通説として百人以上千人以下の收容力あるものを謂ふのであるが、行刑學者は一般に此の種の刑務所が大刑務所制度に關する考察

大刑務所制度に關する考察

最も有效なるものであると主張して居るのであつて、其の論據となる點は上述の小刑務所の有する缺點を悉く具備せしめ得ることにあるのである。然し乍ら前にも謂へる如く同じ大務所と雖も百人と千人との間には非常なる隔りがある故に、幾人を收容し得る大刑務所が最も適當なりやに關し學者間に争の起ることは當然のことと謂はねばならぬ。

此の點に關しクリーグスマンは二百人乃至五百人を以つて適當とし、獨逸刑務官協會の一八七八年の決議は獨居拘禁の刑務所に於ては四百人以上であつてはならぬとし、雜居拘禁の刑務所に於ては五百人以上であつてはならぬと決議し、クローネは男女の拘禁者によつて數を異にして居るのである。

此等の議論の中にクローネ及び獨逸刑務官の如き實務家は從來累進制度を極力反對して居るのであるから、其の收容力の制限に就ても首肯するに難くないのであるが、クリーグスマンの如く累進制度に賛成して居る學者が尙二百人乃至五百人と收容力に制限を付したることは首肯の出来ない點があると謂はねばならぬ。何となれば前述せる如く累進制度は獨居制度と雜居制度及び中間刑務所の綜合である以上、獨逸刑務官協會の決議による獨居制刑務所の四百人と雜居制刑務所の五百人を併せて九百人迄は收容力を増大し得なければならぬ筈である。更に中間刑務所の百人を加ふればクリーグスマンは一步進んで千人の收容力ある大刑務所論者でなければならぬに拘はらず、前述の斷案を下したる點は一の矛盾であると謂はなければならないのである。

註三六、Kriegsmann, a. a. O. S. 321: Für längere Strafen dagegen muss der Übergang zum Progressivsystem geordert werden.

註三七、Kurt Engel, Der progressive Strafvollzug, S. 26.

之によれば「中間刑務所の收容人員は制限する必要がある其の收容人員は百人を超えてはならない」と謂つて居るのであるから中間刑務所も百人迄の收容力は適當であると認めることが出来る。

要するに同じ大刑務所と雖も其の刑罰執行の方法によつて其の範圍に消長を來すことは勿論であるけれども、累進制度を採用せんとする今日に於ては收容力に増大を來すべきことは何人も認めなければならないのである。

更に同じ累進制度を採用するにしても其の就業する作業の種類によつても亦範圍に關係を及ぼして來るのである。換言すれば、拘禁者に與ふる作業が手工業を課するか機械工業を課するか又は農業を課するかによつて分れねばならぬ。

此の點に關し先づ手工業と機械工業の得失を考へなければならぬ。從來の刑務所は殆ど手工業を以て原則として居つたことは何人も認めるところであるが、此の種の作業は作業の目的たる訓練の點、習熟の點よりも寧ろ嫌勞を原因とする犯罪者に對する強制手段に用ゐられたのである。故に累進制度の第一期に於て課しつゝある作業が必ず手工業であることは此の理由に他ならないのである。然し乍ら現今の作業は生産的のもので而も教訓的のものでなければならぬと同時に、現代の經營論を基礎とする作業方法が用ゐられねばならないのである。此の點に就てはバイエルンのハウスオルドマングは第六十四條に明文を置いて居る。

然らば現代の作業經營は何によるのであるかと謂へば、勿論機械工業であつて手工業の時代は去つたと謂つて宜い位である。而して此の機械工業が採用される以上當然其の規模を大にしなければ刑務所は自立の目的は達せられなくなつて來ることは明かである。故に一面には規模を大にし之に要する人員は自ら増さねばならぬのであるから、手工業時代に比し收容力の點より見たる刑務所は擴張されなければならぬのである。又農業の點に至つては農地の大小によることとなるのであるが、中間刑務所を設立する以上其の前期たる雜居期の拘禁者が多ければ夫れだけ進級者も多くなるのであるから、エンゲルの謂ふが如く、中間刑務所の人員を百人迄に制限することは或る場合累進制度の徹底を期し得ない批難を受けなければならないのである。

要するに雜居期に必要な作業が機械工業に遷り、而して現今の機械工業の趨勢は規模を廣大にすることにあり、而して拘禁者釋放後の生計の資を得るには大規模なる機械工業を習得せしむる必要あるを以つて、之が爲めには第二期の

收容を増加すべく従て中間刑務所を増大する必要生ずるが故に、従来の大刑務所論も亦今日に於ては直ちに左擔すべき議論なりと謂ふを得なくなつたのである。

註三八、Kriegsmann, a. a. O. 207.

註三九、Es dürfen nur solche Arbeiten eingeführt werden, die der Gesundheit nicht schädlich, der Besetzung der Gefangenen förderlich und geeignet sind, sowohl das Bewusstsein einer fruchtbringenden Tätigkeit zu gewähren als auch die Gefangenen zum rationalen Fortkommen nach der Entlassung zu befähigen.

(ハ) 巨大刑務所

巨大刑務所とは前述の如く千人以上を收容し得る刑務所を謂ふのである。此の巨大刑務所に對しては學者間に種々なる反對論が起るのであるが、今クリーグスマンが擧げて居る論點に據れば概ね左の如くなるのである。

(a) 刑務所の範圍が廣大なる爲め刑務所の長は拘禁者に個別的處遇をすることが出来ない。

(b) 懲罰を或る範圍迄下僚に委ねなければならぬ。

(c) 刑の執行が指導官吏の感化を離れる危険がある。

と謂つて居る。此の缺點の指摘も一理存せざるに非ずと雖も、亦完全なるものと謂ふことは出来ないが、其の理由は後に述べ、私は大刑務所を論ずる時に説明したるが如き理由によつて今日の刑務所は巨大刑務所を以て善なるものとし、少くとも九百人乃至千人の大刑務所に據る必要があるものと確信するものである。極端に謂へば今日の大刑務所論者の主張する大刑務所なる意味が巨大刑務所を指すが如く、私も亦大刑務所を此の種のものと考へるのである。

註四一、Kriegsmann, a. a. P. S. 147ff.

(七) 刑務所の存在と社會思潮

大刑務所論を爲すに當つては更に刑罰の本質からも之を論ずる必要が起る、故に私は之を刑罰論上より區別をして見ようと思ふ。

牧野博士は犯罪を主觀的立場より觀察し、人の意思は其の個人の性格と環象の狀況とに因りて一定せられ、自ら必至的法則に支配せらるるものなり、故に犯罪の本質は寧ろ其の個人的若くは社會的原因の如何に存するものと謂はざるべからずと説明されて居るが、其の説に據れば、刑務所も個別的處遇に便宜なる小刑務所と社會生活に適合せしむるに便宜なる大刑務所との二様に建設せざるべからざる様に考へられるのであるが、既に屢々述べたる如く、刑罰の累進處遇は個人的處遇より社會的處遇に累進するを本則とするものであつて、此の制度を用ゐれば前述の如く刑務所も亦大にしなければならぬ以上、右學説は寧ろ大刑務所論には極めて有利なるものであると謂はねばならないのである。

又ゲルランドは刑罰自体はあくまでも應報でなければならぬと謂ひ乍らも、執行は社會思潮に伴はなければならぬと説明し、殊に他によき方法があれば、刑務所を廢止してもよいとさへ主張して居る點を見れば、刑法の新派舊派に論なく執行方法は社會思潮に伴はねばならぬのである。

然らば刑罰に對する最近の社會思潮は如何なる状態にあるかと謂へば、或は教育主義或は改善主義が極めて勢力を占め、殊に刑罰を化して保安處分になさんとするが如き傾向さへ生じ來つたのである。而して如斯社會思潮に對し行刑學者は更に如何なる執行方法に従へば最もよく此の思潮に適合するやに就て講究の必要を生ずるのであるが、此の要求に他の如何なる方法よりも勝れりと認められ、世界的に採用せらるるに至りたるものが、即ち累進制度であるから、結局此の制度にならぬ大刑務所は右述べた社會思潮に合したるものと謂ふことが出来るのである。

註四一、牧野博士著日本刑法論四七、八頁

註四二、Gerhard, a. a. O. S.

大刑務所制度に關する考察

註四三、Lleppmann, a. a. O. S.

註四四、Herr, Das moderne amerikanische Besserungssystem, 1907. Hans Ellger, Erziehunggedanke im Strafvollzug, 1922.

註四五、Entwurf der Strafrechtskommission. (1913). Entwurf von 1919. Der 66. Gegenentwurf 1922.

さり乍ら此の累進制度に對する批難は實務家及び學者間に屢々繰返されて居るのであつて、其の批難は右制度を前提とする大刑務所制度に對する批難とも見ることが出来るので、其の批難に就て論述して見よう。

累進制度に對する主たる反對者はクロローネ「フォン、ヤーゲマン」シユライバー等であつて、其反對理由となる主要點は前にも述べた如く刑罰の執行が個別性を困難ならしめ、又囚人の偽善を誘發すること、獨居、雜居の兩制を用ゐることはその各々の特徴を消失せしむるに至ること、假出獄を屢々用ふることが正義の觀念を害することの三點に歸着するのであつて、第二點の獨居、雜居の併用を攻撃することは明に大刑務所を否認して居ると見ることが出来る。然し乍ら賛成論者たるクリーグスマン、ワーブマン、アシユロツト、エンゲル、及エルガー等の主張點たる囚人の教化を容易ならしむること、囚人の改善を促すこと、自由生活との差異を弱からしむること等の點は換言すれば教化改善を基礎とする一の社會組織を有する刑務所を作るべしと謂ふにあるのであるから、夫れが爲めには刑務所に相當なる範圍を要すること勿論である。

今兩者の何れが正しきやに就ては互に得失生ずべしと雖も、吾々は其の據らんとするときは明に兩者の得失を比較し、損失の少きこと及び社會一般の希望の同ふところを斟酌して執行の方法を定むることは執行の本旨であることに留意しなければならぬ。而して夫れが刑罰の執行の性質であることは既に刑罰論に於て述べた通りである。果して然らば屢々述べたるが如く、教化主義改善主義の傾向ある現今の思潮の下に於て、吾々は互に伯仲せる論點ある累進制度論の中賛成論に加擔するを惜しまぬのである。

註四六、Krohne, a. a. O. S. 257ff. v. Jagemann, Monatsschr. f. Kriminalpsychologie 10. Jahrgangs. Heft 1, S. 15. Scheiber, Zeitschr. f. d. ges. Strafrechtsw. 33. Bd., Heft 914 ff.

註四七、富田氏前論

註四八、Kriegsmann, a. a. O. S. 321. Lleppmann, a. a. O. S. Aschrott, a. a. O. S. 194. Engel a. a. O. S. 119. Eller, Der prog-

ressive Strafvollzug. 谷野氏前著、泉二博士「アメリカに於ける監獄改良運動—法制時報大正十三年一月號

要するにクルト、エンゲルが謂へる如く累進制度は何百年何千年の経路に於て自由刑に型を備へるに到つた最初のものである。刑罰が總ての受刑者に公平に行はれねばならぬものならば、少くとも今日此の制度は善なるものであり、之を前提とする大刑務所は必要なるものでなければならぬ。(未完)

刑務所教育論 (承前)

輔成會囑託 大澤 眞 吉

—(24)—

次に心理學者は習慣形成の法則を擧げ、(一)一定の限度以内に於ては、練習の度數少なきときは各練習の效果大なり、(二)一時に形成する習慣の數少なきときは、所期の習慣を成立せしむること早く、(三)動物の年齢若きときは習慣の成立早やし、(四)激勵の力強くして一樣なれば進歩迅速にして、且確實なりと云ふ上野文學士の所説を援用せんに曰く、「習慣を形成するためには、まづその目的とする動作を反覆することが必要である。神經系に於ける神經流の通路は、同一動作を反覆すればするほど抵抗力を減じて来るから、習慣は益々確實のものとなる譯である。然しながら其反覆の仕方には能率上種々の得失の存することを忘れてはならぬ。又第四の法則によるとその動作が或激勵を受けてその結果快感を感ずることが大であれば、早くから習慣として確立し、然らざる場合には習慣を破壊し、又は成立を妨げる傾きがある。

これ等の法則は可なり明白なることであるにも拘らず、實際の教育上に於ては度々看過されている習慣は、本人の神經と筋肉とに訴へて初めて成立するものであるのに、恰も手品のやうにして習慣を作らうとする、父兄教師が少くないことは實に遺憾である。例へば女の子が御轉變であると母親は「女の子の癖に何ですおとなしくなさい」といつて叱かる、ただ叱ることによつておとなしくなすことが出来ると考へているやうである、叱ることよりも、まづ本人の神經と筋肉とに實行せしむることが必要であらう。書き方は運筆を巧にする習慣を作る事である、それを運筆の順序や字配りなどに關して、教師自からの説明する分量のみ徒に多くして、そして兒童自からに練習せしめることが少ない。そして「あれだけ説明して聞かしたのにまだかけない」と云ふて叱るのは習慣の本質を知らないといはねばならぬ。又將來の實生活を目的としての練習でなければならぬことも明かである。實生活上に於ては音讀よりも默讀の方が多いの、學校では音讀を主としている。技能科にしても前章に述べた通り、大部分の人は玩賞生活を主とするのに學校に於ては、製作の方面ばかりを強ひて、恰も多數の小藝術家を作らんとしている如くである。練習は將來の實行を標準としての練習でなければならぬ。次に習慣形成のためには單にそれを反覆するばかりでなく、その結果に快感を伴はしめることが必要である。その結果が中性であつたり、不快であつたりすると習慣を形成する上に、それが少からず妨害を與へる。子供が骨を折つて詩句を誦誦するなどに努めるのは一回は一回と結果が現はれて来るからである。若し單に反覆するのみであつて、そこに少しの進歩をも見出すことが出来なかつたならば、到底立派な習慣を作ることは出来ないであらうと。

又習慣の重要なことを述べて曰く、「即ち習慣なるものは本能を訂正する力としても、又本能の足らざるを補ふ力としても、極めて重要な意義を有するものである。個人の生活について云へば、本能と習慣とは、吾人の生活の大部分を占めるものである。而して本能は個人の品性の土臺をなすもので、習慣はこの土臺の上に、個人的の着色をなすものである。故に習慣の形成は教師父兄の重大なる任務であり、善良なる習慣を多數にもつことは、吾人の生活をして益々能率的ならしむる所以である」と。(上野學士著兒童心理學精義)

刑務所教育に在ては、常に受刑少年の爲めに善良の習慣を形成することに努むべきのみならず、其反面に於て不良の習慣を打破せざるべからず、而して其不良の習慣は浸潤の度極めて濃厚なるも、其初めは兒童の模倣本能に基因す。其因る所を知らば、其矯正に資する所あるべし。此の點に付き上野學士の所説を援用せんに曰く「兒童には社會的本能の一として、模倣傾向の存することは既に述べた通りであるが、この本能によつて兒童が他人の惡習慣をその儘繼承する

—(25)—

ことが少くない。前述の如く、嬰兒の頃は全くの無道德生活であり、少しく長じて後も正といひ邪といふも自己の見識によつてきめるのでなくして、周囲の人の云爲を見て正邪を判別するに過ぎないのである。一般の禮儀、作法、風俗の如きものを初めとして、道德的關係の深い諸習慣に至るまで、大抵は先づ模倣によつて習得してしまふもので、その道德的性質が理解されるやうになるのは、ずつと後のことである。それと同じく甚だしく不道德視されるやうな事柄でも、多く悪と知らずして習得してしまふのである。例へば廣告配りが引札を各戸に配つて歩くと、その後から二三人の小供が椅子の間からとつたり、店前にあるのを拾つたりして集めているのを見受ける、子供としては外の小供もするから自分もするのであつて、それを悪いことであると思へていない。又荷揚場などに炭の落ているのを拾ひ集める、澤山集めるとお母さんに賞められる、それが盗みといふ悪い事であるとは知りやうがない。お父さんは二階に居るのに、御客が來たら留守といへど命ずる、それを聞いていた小供は、うそをいふことが大に悪いことであることは知りやうがない。悪い家庭の子女の犯行は多く、かくの如き模倣から生ずるものである。好奇心と模倣と群居との三本能が集まると、そこに飲酒の習慣を生ずるに至ることがある。喫煙の如きも無論その初に於て、喫煙の慾がある譯ではなく、全く好奇と模倣とから生ずるもので、遂には一生この不幸なる悪習慣から免れることが出来なくなるのである。これ等の飲酒喫煙の悪習慣が肉體上道德上に如何なる影響をもつているか、それは直接教へてやらぬ限りは兒童の知るところではない。之に反して、之を促がす所の衝動が強大なることを考へて見ると、兒童が其悪習に染みながらいつて甚だしい道德罪惡であるとはいへない。

併しながら飲酒喫煙の欲求そのものは決して生得的のものでない、いはゆる「創造せられたる慾望」である。これは他の惡癖と全くその性質を異にする點であつて、又この惡癖に對しては大人が全部其責に任じなければならぬ所以も、亦こゝに存する。親が家庭に於て手から煙草を離さず、客を招いては酒を飲むことを平氣でやつている以上は、子供がその惡習に染まない筈はない。かくしてこの卑しい悪習慣が代々社會的に遺傳され、政府自ら之を專賣して恬として取じず、一方他國民の阿片に對する嗜好に干渉するの矛盾を敢てするが如き奇觀を呈するに至るのである。大人が自己の不心得からして、兒童にもこの卑しい慾望を創造せしむることは、何としても甚だしい罪惡である。

要するに兒童の本能活動は、將來眞の道德の發達すべき原料である。此原料に加工するものは、即ち社會生活である。社會生活によつて加工された原料は、初めて道德的の生活となるのである。故に兒童を道德的に導くと云ふことは、原料たる本能に加工すべく兒童を圍繞する社會生活を適當に按排すると云ふことになる。無論原料そのものは、無道德性のものである。中には現今社會との調和が不十分であるために、反社會的又は反道德的のものもあるであらう。併しいづれも生得傾向として、人間の本性である點に於ては變りはない。之を別にして新に習慣を作り理想を建設することは、極て困難である。人間の現在將來に亘る性格を築造して行くには、永い／＼人類の過去を度外におくことは出来ない。して見ると人間は、遺傳的にも社會的にも道德的發達を遂ぐべき本性をもつて居る。子供の生活は無道德的であるからといつて、之を社會生活に順應せしむるためには、外部から道德といふものを教へ込まなければならぬと、考へては大變な誤りである。兒童は内部から道德的發達を遂げるだけの性能をもつて居る。父兄教育者はこの性能が自由に發展し得るやうに、その境遇を整理してやればそれでよろしい。何も大人が道德といふものをもつていて、それを無道德の兒童に分與するものであると考へてはならぬ。然るに世人は道德的發達が内部からの發達であるといふことを知らず、強ひて外面から道德なるものを兒童に強制しようとするから、内から發達しようとしている性能は枯れて、徒らに外から與へられた大人の規範を以て束縛されてしまふ。子供の行動をして大人の要求に合せしむるために、徒に罰を以て威嚇し、言葉で以て訓戒を加へ、かくして兒童の道德的發達を全うしようとするものが少くない。併しながらかくの如き壓迫や威嚇を以てしては、決して兒童個々の道德的性情を、内から發展せしむることは出来ない。若しかくの如き外から

の歴し附け教育を以て、眞の訓育が行はれ得るものならば、お灸を一回することによつて、永久に児童の悪癖を矯正し得べき筈である。然るに事實は之に反し、お灸、打擲、叱責等の適用が頻繁ではゆる「しつけ」がやかましいといはれる家庭程子供の質がわるい。外から與へようとする教育の如何に自然に反し、如何に效力に乏しいかは、多くの事實が證明しているにも拘らず、多くの家庭が依然としてこの方法に頼つてゐるのは甚だ遺憾である。親の愛指導者の愛を以て、十分に子供を包み果せたならば、かゝる外からの手段を用ゐなくとも、内からの發展は力強くその芽を出して來るであらう」と。(上野學士著兒童心理學精義)少年受刑者に對しては、善良の習慣を建設するに先ち、從來の悪習慣を破壊するを尊る急務とするが如し。而して習慣の破壊に關しホルムスの所説を援用せんに曰く、「神經組織の屬性中には、一般に認められた習慣の根本要素が二つあることを知つた。即ち實行は習慣を完全にすると云ふこと、第二は其反對で實行を等閑に附すると、習慣は破壊されると言ふことと是れである。使用に供されぬ頭腦中の道は、磨滅して仕舞ふものであるが、磨滅の度合に至つては研究者に依て、各々其説を異にしている。即ち全部磨滅するものと見るものもあれば、之を否定する者もある。然し最近に於ける研究の結果は、前者の見解を是認するらしく思はれる。

使用されぬ道は實際の用に立たぬ故、自から磨滅する。それが何時消滅するかは用ひらるる時期の長短、刺戟の程度及び通行するものの重量等の諸要素に依て、決定されるのであらう。

頭腦中に生ずる道を破壊する方法に就ては、此處では唯單に意識生活を遺憾なく中絶して仕舞つたからと言つて、決して全うされるものでないことを説明するだけに止めて置く、殆ど言ふ必要のないことであるが、正しく此目的を以て無意識的にか意識的にか空氣の隔絶を試みるが如きことが今日尙往々見受けられる。之と同一方法で、而も單に形を代へたと云ふに過ぎぬ、禁止もよくある例であるが、是は一種の消極的な暗示である。茲に一婦人があつて小供を家に殘して外出しようとする時になつて、豆などを鼻に入れてはならぬと小供に言ひきかせるとする。而して婦人が歸つて見る

と小供は勿論命令された通りになつてゐる。又或善良な母親は歩行中急に立止まつて、道草を喰つてゐる小供の近寄つて來るのを待つて、如何にも飛込みたいやうな水溜を指して、決して此中へ飛込んでではならぬと、堅く諫めた。然し年の若い亂暴な小供が諫めもきかずに、直に其中へ飛込んだのを見て、左程にも驚嘆しなかつた。併し場合に於ては水陸兩接の本能的誘惑が、何物よりも強かつたのである。扱空氣の分離、意識生活の中絶、禁止及び消極的暗示等は、決して頭腦の道を放棄する方法ではない。眞に頭腦の道を放棄する方法とは積極的にも消極的にも放棄するの意である。兒童の習慣に就ては一言も言はずに置き、暗示を一切與へるな兒童生活の間に生ずる無數の本能中から、破壊さるべき習慣と全然關係のない本能を選んで、之に模範及び境遇に依る刺戟を與へよ。斯かる本能に最も接近せる諸觀念の中から、頭腦の部分に穿ち、神經作用の助けを借りて、其道に沿つて幾度も踏まるゝ道路を安全にするがよい。通りぬけ無用の立札を立て、舊道に柵を作れば人々は其道を通らなくなるかも知れぬが、何時の間にか牧場の他方に新道を必ず作るであらう。古い頭腦の道に苦痛を與へれば、勢力は其道を流れなくなるかも知れぬが、其結果は單に他の道路を派出せしめるに過ぎぬ。新しい道の積極的建設は古い道の停止及び新しい道の正しい方向を確定するものである」と(大日本文明協會發行人格養成論)

訓練の目的を達せんが爲め、種々方法あり。其主要なるものを擧ぐれば、(一)示範及び訓練、(二)命令及び禁止、(三)懲罰及び褒賞即ち是れなり。

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

判事 藤井五一郎 譯

是まで本書に於て矯正といふことに付いては屢々述べた、而して、余は贖罪といふ觀念は犯罪の矯正に取つて缺くべからざるものであることも亦述べた。余は從來犯罪に關し多くの提案及意見を出したが之等は此の矯正といふ命題の下に概括して考へても差支はなからう。本書を終らむとするに當り、概括的且つ補充的ではあるが二、三、遺棄せられたる少年の收容上の革新に付いて考慮して見よう。従つて最も重要な點に止めて、少年裁判及其他の救護組織の個々の専門的問題に付いては述べないこととする。

先づ少年裁判所の審理より述べむに、教育的才能ある少年裁判官は少年犯罪人の審理に付いては事件の根本に觸れることが出来る。余は斯る少年裁判官が獨乙の何處でも事務を取つて居るのを見た、而し又余は我が経験の少ない少年裁判官の爲めに、教育學の方面に新路が開かれることは極めて望まじきことであるといふ考を深くするに至つた。就中救濟又は矯正に付き経験のある實際家の協力を疎つての施設が必要であつて、之れに依つて多くの経験ある人と缺陷に陥り易い少年裁判官と正しく交際して、其経験ある人の實際的な意見とか指導とかが、與へられるのである。——余は、前科のある十八歳の少年の審理を一度聞いたが、少年裁判官は證人席に其少年の父の居ることに氣が付かずに、少年に向つて「ネー御前の父は御前を見棄てたのか」暫らくして「御前は生れ付いて輕辛なばかりでなく盜癖がある」と云つた。斯る取調べは其少年の將來と運命に付いて非常に惡影響を及ぼすものである。——世の少年裁判官は少年裁判官 *Juvenile*

の事例を學ぶ餘暇を作るならば、それは有益なことである。彼れは例の「土曜朝話」に其管轄の下に在る少年共を集めて色々と話を交へる。其會談の内容及調子に付いて次ぎの如く述べて居る。即ち「余は常に慰める様な、出来る丈面白味のある話から始める。そして彼等に向つて何等牧師の説教らしきことは云はない、全く彼れ等と同様の人であるかの如き態度で彼等と共に其少年時代の色々の危険なる事などを語り合ふ。そして経験の少ない市民としての彼等に其義務を明かにする様に試みる。悪い事をした少數の人が私共に心配を懸ける悪いことさへしなければ其人等は善良なる少年であるがといふ様なことを多少話して聞かせる。私共と同じ様に憎み嫌ふ事を彼等の内の二三人は犯した、而し私共は斯る少年を賤しめ、又は警戒したりはしない、他の多數の少年と同じ様に彼等は理解されて居るといふことを彼等は悟らなければならぬ。彼等は不正を爲すことのみを恐れねばならぬ。何んとなれば、彼等自身が最も多く之が爲めに苦しむから、其所有物を失ひ又は損せられた人よりも、犯罪を犯した少年の方が多く吾人から心配される。だから吾人は彼等を助けこそすれ彼等を害してはいけない。吾人は彼等は不色ではなく善良なる少年であるといふことを世間に證明せむと欲する。故に彼等は私共の信用を保護せなければならぬ。若し彼等が自から不良なることを欲しなければ、彼等は不良なることは出来ない、私共も彼等が不良でないことを知つて居るものだといふ様なことを話す。余は彼れ等に眞面目な顔付きで、——怒鳴るよりも寧ろ心配そな風で——意思があまりに弱いが爲めに、正しいことを爲し得ず、又約束を守ることの出来ない一人の少年のこと、及余は彼を——嫌ひ且怒れるが爲めでなく全く愛するが故に——矯正院に送致せなければならぬといふことを告げなければならぬことが度々ある。法律は左様することを欲して居るから、そうしなければならぬのである。少年が意志が弱いが爲めに家庭で從順でなく、他人の權利を輕視するならば、吾人は彼がそれを學び得るところに彼を送らなければならぬのである。そして次には少年等に向つて誰れ、誰れは斯々の場合に正しいと爲たのか、そして彼は他人に迷惑を懸けないのか、其行は決して嫌忌するを要せないのか、どうかとい

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

ふ疑問を發する。そうすると多くの場合皆の意見が一致して居る。以上の如くして教養するときは少年裁判所に連れ來られた少年の一面は其仲間の中で再び不正を爲したる者を排斥する様になるのである」と。

Langbeinの此名譽心喚起の方法は豫審の取調に付いて大に學ぶべきことがある。而しながら此方法を用ふるに當つて其以前に少年等と接すること少なく、従つて彼等が眞實を述べて居るか否やを知ることを不確實な裁判官は、萬事を忠信し且彼等と言葉數を多く交へることの無い様に注意せなければならぬ。極めて嚴格で言葉數の少ないのは、此場合少年等の心に響くこと遙かに強く而かも武士的の處置に出づる様になるのである。其主たる要點は、會話の方法が武士的で且畏敬するに十分なることに存する。斯る方法の會話に依るときは危険期に在る少年に取つて全く奇蹟を表はす。殊に警察官側より野卑なる侮辱的な取扱を受けて立腹して居る場合に奇蹟を表はすことは屢々ある。

精神病の専門家が辯論する間、少年犯罪人を其場より連れ出して置くといふことは尤も推奨すべきことではないかとの問題は少年裁判所の教育上の問題に屬する。此の問題に付いて、多くの人は明白に肯定して居る。犯罪人が如何なる興味を以て彼の病理學上に於ける性質及障礙に付き科學的の説明を傾聽するかを想像して見ると、教育上の見地よりしては全く苦痛なる一つの印象を與へるのである。其の際の傍聴者側より見るときは、斯る説明は當該犯人の性格に如何に悪影響を招くかといふことが解る。精神病の専門家は只主要なる場合にのみ參加して、其代りに教育専門家が犯罪人側の辯護人として公に任命せらるゝことは概して望まじきことである。出來得べくむば救助院の男女教員を辯護人としても良ろしかろう。救助院の生徒の辯護の場合は當然である。

二

小年裁判に關し尙ほ所謂考査制度のことに付き述べむ。其制度の由來及其本質に付いては既に他の章に於て述べた、此の處では單に將來に於て重大なる效果を齎たらす準備として世間より期待されて居る此新制度に關する現在の教育上

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

の問題に付きて述べむと欲するのである。此制度の社會的及教育的の意義は、危険なる性格の人々に取つては永久に、或は人生危険期に在る人にとつてもよく良い良心が外見に具體化して出現すること、及彼等が尊敬を拂つて居て其人の前に出ると一種の羞恥を感じ、内外より襲ひ來る誘惑に反抗する様に色々と監督し感化し忠告をして與れる人に接することが必要であるといふ心理上の事實を認むるといふ點に存するのである。氣の弱い一人の娘は、其母親に向つて「私に過をさせない爲めに、私の傍に居て下さい、若し一人で居ると自分には屹度何か悪いことを犯すに違ひないといふ不安が生ずる」と云つた。訓戒して與れる親愛な人が傍に居て欲しいといふ希望は善良なる感化者及聰明なる忠告者が傍に居らない多くの若者の心の裡に存するのである。そして若しも斯る感化者が傍に居て助けることが出來たならば、最初の惡事を犯した後には永久に救はれて感化院に入らないで済むに違ひない。亞米利加に於ける經驗のある保護司の意見は「感化院は忍ぶべからざる家庭上の事由ある場合の如き止むを得ざる場合にのみ選ばれるべきであつて、普通の場合には危険に瀕せる少年に對しては道德的の發酵素(The Moralischen Kismet)を作るところの所謂防腐劑 (Antiseptikum)を與へるが如き生活状態に復歸せしむるのが、遙かに良策である。斯る防腐劑は正に注意深い忠告的な保護司との規律ある交際より發生するものである」といふに一致して居る。斯る少年の保護司等は皆自分等が被保護者を導いて其家庭の環境に改進的な影響を與へ、大なる責任觀念を以て其若い弟妹等を世話し、而して街上の交友間に新らしき氣分を注入したのは吾々の働の内でも最も効果の顯著なるものであると報告して居る。少年は其發育期に於ては、外に上、或權威に反抗するもの、如くに見へるけれども、其實人を尊敬し、人に信賴し、他人より指導を受けることを殊更に望むものであるといふ事實は心理學上顯著なる事實である。此の事實に以上の少年保護の作用は其根據を置くのである。只單に命令的にして懲戒的な權威を以てする代りに、親切にして勇ましき權威を以てするは指導の新らしき方法たるに違ひなし。Stanly Hall は少年を其發育危険期に於て保護するところの、古い後見制度のことを推奨して居るが尤もなことである。

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

ある。

此制度の發達に付いての亞米利加の當該官廳の報告は、個人的感化の良好なる作用に關して多くの印象深い事例を報告して居る。Marshfield, Commission on Probation, の一員なる Mr. Murray は其報告中に「商店の雇女の一人が度々窃盜をした爲め、裁判所に引致されて審判を受けた。彼女の良心が、痛く覺醒しつゝある間に、彼女は他の一商店に於ける一つの地位の申込を受けた。彼女は其過去の犯罪に付いては何等發表することなくして其地位を得られたものではあつたが、彼女は決心して其商店主に手紙で彼女の過去の経歴に付き纏べてを書き送つた。商店主は前の主人に彼女の事を尋ね其言葉に間違のないことを確かめ彼女を採用した。二年後に彼女は其一方の主人と結婚した。今日では彼れの住むで居る町の模範婦人の一人であつて衆人より尊敬されて居る」と述べて居る。

三

上述の教育上の問題が重大であることを明確に認めれば認れる程、此の保護の仕事は、それに他方面で多少の關係ある男女が片手間に爲す従たる仕事ではなくて、人の全力を注ぐに足るの職務とせられなければならないことが吾人に一層明かとなる。此の職務に、有給官吏を採用することは英國及米國では既に行はれて居るところであつて、New York State Probation Commission (1910) の第三報告では其志願及有給の保護といふ章の内に於て、人口二萬五千人以上の都市に在つては保護の有給官吏をして爲さしむるときは、只志願者の力のみによつて爲し得る以上の廣い範圍に亘つて其保護が行き届くものであるといふことを明言して居る。如斯教育上の仕事を徹底的に實行するには、所謂志願的の活動では實現することの出来ないところの永續といふことが望ましいのである。Reno の町では永い間、此の保護の仕事は志願的の補助に委せて居たが、今日では此事に關係のある人々は、皆な其職務に全力を盡して志願的の力を導き之を監督し得る様な有給官吏が少くとも一人は必要であるとの意見を持つて居る。少年及其環境に對して良好なる作用を及ぼすに

は實際に於て心理病理の範圍に亘る知識を含むで居る包括的の教育學上の豫備教育が必要である、そうすれば始めて良作用を及ぼすことに付いて専門的に其準備と實行とを集中し得るのである。而して志願的の救助行爲は此専門的に活らく男女有給官吏の指導を絶へず受けて重大なる誤謬に陥らず、又不完全なる仕事に終らない様になるのである。

併しながら他の一方では志願的補助者が協力するのは専門保護司の仕事を軽減し單なる形式的の保護の代りに個人的保護を補ふ爲めに缺くべからざるものなることは特に注意すべきである。

Chicago の少年裁判官 J. Warner は少年裁判所と保護といふ論文で次の如く述べて居る。志願的補助者の仕事は十二の家族に及むではならない、犯罪人の居る各家族には一人の補助者があつて其犯罪人の友となり忠告及び指導を爲し仕事の無い時には仕事を與へ、先生の如く談話し、又は自分の子供に感染する恐れなく其兒童を自分の家に連れ歸りて其遊戯及び休息に付きて世話を爲すべきである。約言すれば、神から授かりながら危険にさらされたる精神を何處までも世話すべきである」と。斯る要求は、慥かに世人の注意するところとなつた。其子女の繁榮と其良い躰を樂しむ母親は、直しく、遺棄せられて悲しむべき境遇にある兒童に對して、少くとも、慰安と救助を與へて其自分の子供に對する寵愛を他に及ぼすべきである。如斯事を爲すに付いて世間には同情者はあるけれども、只それを爲すべき組織が缺けて居る而し現今は段々と公の専門的の少年保護司が此の仕事に手助をする様になつて來た筈である。

四

以上の如き基礎の上に、即ち有給にして教育せられたる専門的の保護と、志願的救助の大なる結合の上に更に Probation work と稱する制度が Indianapolis に於て組織せられた、此制度は一九〇六年に英國の Howard Association の會員 LaBarlett 女史に依つて伊大利に輸入せられた、同女史の不斷の努力に依つて Rom, Turin, Florenzania, A. 等の都市に於ては少年辯護士や學者の多くは、少年に對する條件付裁判を認めたる法律精神は條件付に放棄せられたる者に對して、遺棄せられたる少年の矯正に就いて

進められたる少年の矯正に就いて

認められたる考查期間を眞面目に使用することを補助する制度に依つて完成せられねばならないといふ考に興味を引くに至つた。數ヶ月ならずして以上の都市では少年條件付宣告者男女志願補助會が設立せられ、最上流社會に至るまで此新らしき教育問題に心を傾け一般の輿論となつた。此團體はそれ以來少年裁判手續の教育的改革に大なる効果を及ぼしたのである。

Barrett 女史は英國の保護制度に於ける志願的救助は未だ十分でないといふ考に依つて居る。此に要求せられて居る品性を品性に依つて感化するといふ此の教育上の仕事には、單なる御役所風は大なる危険である。同女史は、何處までも世の高給官吏は俗人より成る大なる救助組合と協力して働くべきであつて、如斯組合を澤山作るとは地方官廳の事務の一部とせらるべきであると辯論して居る。

吾人は、伊太利では少年保護司を採用するのは、條件付裁判は若しも適當なる保護と感化に依つて補充せられなければ不完全にして危険であるとの確心に根據があることを述べた。従つて吾人は少年保護制度に現はれて居る方法としては犯罪人は第一に其發生せしめたる損害を物質的に賠償し次に侵害せられたる道德律に對する贖罪的の給付を爲すといふ意味に於て一つの補充が必要缺くべからざるものであると謂ひ得る。

斯る要求は吾人が既に前章で詳しく述べたところであつて其所謂條件付裁判は古き少年罰と新らしき少年罰との間に於ける一つの過渡期の裁判たるに過ぎないことも述べたのである。又吾人は其要求の一部即ち物質的の賠償の指導は亞米利加では段々と實現せられ始めたことを認める。それに付いて最近の報告に面白いことがある。少年が罰金又は裁判費用の負擔を言渡されたときは、其少年は實際支拂ふべき何物をも持たないことを良く知つて居る。其父は總額を供託し、そして後になつて息子を強く咎打つ氣の弱い寡婦なる母は金は供託するけれども後に息子を咎打たないといふのである。亞米利加では本則として行爲者による損害の人的賠償は常に考查といふことに歸屬せしめて居る。

海外觀察

東京地方裁判所檢察正 小原直

此は舊曆九月二十三日、茶話會を開いた際戦後營々として改造されつゝある歐米を視察されて來た東京地方裁判所檢察正小原直氏の有益なる視察談の速記で單に司法界のみならず海外の最新狀勢を知るに十分であります。

今日諸君に對して先般來海外出張中見聞したる事柄の一旦を御話するのは私の甚だ光榮とする所であります。多少材料も持ち歸つては居りましたが、歸朝以來色々多忙なことがありました爲めに、纏つた材料を取調べることも云ふ選がなかつたので、甚たつまらない事柄を申上げて諸君の清聽を煩はすのは恐れ入つた次第であります。殆ど旅行中の見聞の雜事と云ふやうなものに付て茲に實を塞ぎたいと考へるのであります。

私が出張を命ぜられたのは昨年の春の、五月の末に日本を出發し、印度洋を経て、先づ英吉利に行つたのであります。

海外觀察

す。英國には初め約二箇月滞在し、それから幸に司法省の側から倫敦に行つて居ります日獨聯合裁判所の職員諸君が南獨地方を視察に出ると云ふ機會がありましたので、私も之に伴ふて九月の末に倫敦を立つて、南獨逸から埃太利の方に入り、更にチエツクスラバツキヤアを通つて獨逸の柏林に至つて、爰に約二ヶ月半滞在をして、それから再び獨逸を出て、伊太利、瑞西地方を見物をしました。更に十二月末に獨逸に戻つて、それから暫く滞在をして、佛蘭西に行つて、約三週間程巴里に滞在し司法上の色々の視察等もしましたが、爰では滞在僅か三週間でありました爲めに十

分の觀察も出來ず、それから再び倫敦に歸つて一ヶ月滞在し、更に本年の二月中旬に英吉利を立つて、亞米利加を経て、四月の中旬に歸朝をしたと云ふ順序になつて居ります

先づ歐米各地に出掛けた者が誰でも言ふ

日本の國際的地位の向上

事柄であります、戦前は卒さ識らず、此歐洲大戦後に於ける、日本の國際的地位の

向上したと云ふ點であります。現に角今日に於きましては各國何處に行きましても我々日本人と云ふものは非常に彼等外國人から尊敬を受け好遇を受くるやうになつたのであります。既に日本を出まして上海に行き其土地に於ける我々日本人の信用或は批評等を聞きますと、戦前に於ては矢張り上海等に於ける日本人の地位は非常に低くかつたさうであります、今日に於ては此状態が一變して、支那人は勿論、滞在の外國人も日本人に對する考が餘程變つて來たと云ふことであります。現に上海には約二万人以上の日本人が居りますが、其大部分は勿論下級の職業に従事して居る者でありますけれども、茲には日本の代表的の各大商

たと言つて居ります。現に私共が昆倫母に上陸をして、附近の各地を散步的に旅行致しましたが、其際に於ける印度人の我々に對する態度には非常に異様の感を懐くのであります。尤も御承知の通り、近頃印度が殊に英吉利に對して一種の反感を懐く者があつて、獨立運動等も多少ある結果でもありませんが、特に我々日本人に對しては好感を有つて居るのであります。既に小さいジャンクにでも乗ると云ふと、其船頭が我々に對して「お前は日本人であるか」と云ふ、尤も日本人は支那人に似て居るかも知れませぬが、「さうである」と云ふと、「我々印度人は非常に日本人に對して尊敬の念を有つて居る、お前達は我々の友人である」と云ふやうなことを言つて好遇するのであります。是等のことは實につまらないやうなことであるが、印度の地方に於ける船頭すらも我々日本及日本人に對して非常の尊敬を有つて居ると云ふことは一種の心強さを感じるのであります。それから益々西に行きまして、丁度折良くも私共の船の都合で埃及を見る機會を得たのであります、汽

る日本人も相當の地位經歷の者も澤山居りますので、戦後に於ける日本の地位の向上と共に日本人の地位も非常に高まつて、今日に於ては英米佛等と相並んで一大勢力を有して居ると云ふことであります。

香港等に於きましても矢張り我々日本人は非常に好遇を受けて居りますので、香港では英吉利の高等法院等もちよつと覗いて見ましたが、話に據りますと、戦前に於ては左程日本人を好遇しなかつたと云ふことでありますけれども我々共の行きました當時に於ては非常に好感を以て迎へて呉れた。高等法院の院長自ら裁判所内の各部を案内して、地下室等に至る迄も見せて呉れ、色々裁判上の事務等に付て話をして呉れた程で、何んだか急に肩身が廣くなつたやうな感を致したのであります。

昆倫母にも行きましたが、爰は勿論英吉利の領地で、英人が最も多く住んで居りますが、日本人も多少在住して居る者もおりますので、是等の日本人が矢張り戦前に比して

車中に於きましても我々に對して尊敬を拂ひ、睦まじ氣に同國人であるかの如くに話を仕掛ける。一面に於ては英吉利の暴政を怨む爲めでありませうが、兎に角一種英吉利人に對して反感を有つて、我々日本人に對して親愛の念を有つて居るが如き感を示す。是等は非常に我々共も異様に感じたのであります。

既に途中に於て斯様な状態でありましたが、我々日本人の僻として、又文明を歐羅巴及び亞米利加等から受けた爲めでもありませんが、外國人に對する一種の疑慎心と云ひますか、尊敬心と云ふか、妙に歐米人は日本人よりも偉い者であるかの如き感を懐く。隨つて彼地に至つたならば日本人は餘り厚遇を享けないであらうと云ふ觀念があつたのであります、併し一度び歐羅巴の土地を踏んで見ると、此考が全く間違つて居る。今日の日本及日本人は戦前に於ける地位とは全然一變を致して、餘程國際的地位が向上して居ると云ふことを能く頭に感するのであります。能く誰でも言ふのであります、英國人は非常に倨傲尊大であ

つて、外國人を見ること劣等人種を見るかの如き態度を有つて居ると言つて憤慨する者もありますけれども、併し私共が現に彼地に至つて、餘り多くはありませぬけれども、相當の地位ある人々に會つて居りますが、是等の人々が我々に對して今申上げたやうな態度は少しも見へず、極めて親切寧靜、且つ一面に於ては相當の尊敬を拂つて我々を待遇して呉れるのであります。私は英吉利に滞在中に裁判所とか、或は警視廳、其他監獄等をも視察致しましたが、是等の職員が矢張り我々に對しては餘程敬意を拂つて案内をし、説明の勞を吝まないうやうな状態でありました。尤も今日英吉利には倫敦を中心として日本人の滞在する者が非常に多いので、丁度私共が参りました頃には倫敦には約千五六百人の在住者及旅行者が居りました位の有様であります。而して是等の中には官吏も澤山ありまするが、三井、三菱、高田商會、郵船會社と云ふやうな、日本の代表的の會社、商店、銀行等の支店或は出張所の社員として彼地に

行つて居ります者は勿論日本に於ける殆ど代表的の人達であるから、自然是等に對する信用尊敬の念が延いて他のたので、英吉利に於ける有数の新聞のデーリー・メールにも倫敦に於ける日本人の地位職業に關して二回も論文を書いて居つたのであります。其論文に據つて見ると

「今より十數年前に倫敦に來て居つた日本人は左程多くの數はなかつた、殊に經濟的事業に従事して居つた者は極めて寥たるものであつたが、戰爭中より戰後に至る倫敦に於ける日本人の發展は非常に著しいもので、日本に於ける有数の大商店、大銀行は悉く倫敦に支店若くは出張所を設け、前に英國人が經營して居つた日本の貿易は殆ど今日は日本人の手に移つて仕舞つて居る。若し同じやうな狀況が今後繼續して行つたならば日本と英國との貿易は英國人の手から悉く離れて日本人の手に移つて仕舞ふのであらう

是は餘程英國人としては注意すべき事柄である」

と云ふ論説を書いて居つたのであります。少しく觀察が大袈裟に失しはせぬかと思ふ節もありますけれども、兎に角事實の一端をそれで現して居るのであります。

それから獨逸に参りますと、爰でも又なか／＼日本人が居ります。從來は伯林其他に日本の留學生が住んで居り、

在留日本人に對しても及ぼして、自然に日本人の信用、地位が高まつて來たものと思ふのであります。兎に角斯様に戰前に於ては外國人を輕蔑して居つた英國すらも、今日は日本の地位が餘程高まつた爲めに、我々に對する感情と待遇が一變して來たのは洵に喜ばしい次第であります。

今申上げたやうに日本人の倫敦に滞在するものは千五百人もありますので、自然に茲には一の日本人的色彩が現れて居ります。一例を御話しますと、外國に行くとき日本食に困るだらうと云ふことを屢々行く前からも言はれ、又自分達もさうであらうと考へて居りました所が、驚くことには倫敦に極めて貧弱なものであります。刺身は勿論豆腐を食ふことも出来る。蕎麥でも饅頭でも、鯉の蒲燒でも、殆ど日本の物で何んでも食べられないものはないと云ふ程自由が利くのであります。斯様に、今日倫敦に於ける日本人の存在が英國に於て認められるやうな狀況になつて参ります。

其翌は外交官と極く少數の商人等が在留若くは旅行したに過ぎなかつたと云ふことであります。今日に於てはなか／＼それどころではなく現に伯林には私共が行つた當時には四百人内外の日本人が滞在若くは旅行をして居りましたので、伯林の町は左程大きくないが爲めに、一步郊外に出ると屢々日本人に出遭ふ。それに旅行中でありますから始終銀行に金を引出しに參るのであります。獨逸銀行と云ふ伯林第一の大きな銀行に行つて見ると、常に十數人甚しきは二十人位の日本人に出遭ふことがあります。却て日本に居いて十數年會はなかつたやうな知人に伯林の町に於て出遭ふやうな機會が屢々あつたのであります。

而して更に面白いことには、御承知の通りに今日獨逸の貨幣の價格即ち馬克の價格が非常に下つた。丁度戰前に於ては一馬克が日本の五十錢に相當して居つたのであります。それが私共が参つた當時には益々此貨幣價格が下落して、獨逸の馬克は直接日本貨幣に換算するのはちよつと困難であります。總て英國の磅若くは弗を中心として計算

せらるゝのでありますが、私共が行つた時には一磅即ち戦前日本の十圓に相當したのが、獨逸の馬克になると四百馬克前後位に下つて居つた。それが僅か二ヶ月半の滞在中に一時は千三百馬克位に下つたことがあります。是は勿論獨逸の支拂ふ賠償金の關係で、賠償金を拂ふ金が段々足りなくなつて來た爲めに、獨逸の貨幣の價格が下落して來たのであります。左様な關係から我々日本人は獨逸に行くとい種の成金になれる、若し之を千馬克として計算致しますと丁度一馬克が日本の一錢にしか當らない。千三百馬克になつた時には僅に七厘位に相當したのであります。今日は是が更に下つて、新聞に據ると千七百馬克、尙ほ甚しきはそれ以下に下つた時代があつたやうであります。左様な風に獨逸の貨幣が非常に下落して來た爲めに、我々日本人から云ふと百圓の金を持つて居れば丁度獨逸の一萬馬克若くはそれ以上に換算をせらるゝ、此馬克の下落に伴ふて獨逸の物價は非常に昂騰を致しましたけれども、併ながら物價の昂騰するよりは馬克の下の方が一步先に行つて居りますから、我々が買物でもするとか或は旅行をして宿屋に泊る

の贅澤をし、最も多くの商品を買ふ、獨逸の商品は恐く日本人と亞米別加人とに買占められて仕舞ひはせぬかと言つて居つた。さう云ふ状況でありましたから初の中は大變良かつたのでありますけれども、僅か二ヶ月半滞在中の終ひ頃になりますと、外國人に對する獨逸人の感情が多少變つて來た。詰り獨逸馬克の下落した關係から我々に對する感情が多少違つたので、即ち外國人に對しては成べく品物を賣つてはいかぬ、獨逸の安い品物を買つて行つて他國に持出して利益を得るのであるから、さう云ふ者に品物を賣るのは宜くないと云ふやうな感情が出たものと見えて、其頃商店に行つて買物をしやうとすると、或家では絶對外國人には賣らぬ、尤も外國人と云ふのは今申したやうに亞米利加と日本を指すのであります。さう云ふことで買ふことが出來ない店があります。又或店に行くと、品物は賣るが一度に一品に限ると云ふ制限を設けた。此制限は多くの店に共通して居つたやうであります。例へば私共が鉛筆を買ひに這入ると、一つの店で鉛筆を一本しか賣らない。もう少し賣らないかと云ふと、イヤさう云ふ規則になつて居りま

と云ふ上に於ては非常な便宜を得るのであります。隨つて滞在中に於きましては、約五十圓の金を持つて居ると相當の宿屋か或は下宿屋に居つて、下宿料、宿料を拂つて、尙ほ小使を遣つても餘裕があると云ふ位の状況であります。此馬克に對して強い金は其當時に於ては日本の貨幣と亞米利加の弗貨幣、此二つでありましたので、磅も戦前に於ては御承知の通り一磅が日本の十圓に相當して居りましたけれども、戦時中及び戦後に於ては磅の價格が非常に下落して、一時は一磅が我日本の六圓に相當したことがある、私共の行つた頃には八圓前後でありましたが、既に磅すらも世界に於ける貨幣上に於ては價格の下落した形になつて居ります。然るに日本の貨幣と亞米利加の貨幣（其他和蘭とか瑞西の貨幣もあるが）は一番價格の高い金であります。隨つて獨逸に於ける我々日本人、米國人等は貨幣の換算上に於ては非常に利益を得た、隨つて又日本人及び亞米利加人の獨逸に於ける金の使ひ方は餘程贅澤を極めて居つて、獨逸人等に言はせると、今日世界に於ける成金國は亞米利加と日本である、而して此二國の人が獨逸に來て最も多く

すからと云ふので、兎も何品物も買つたことがありませんが、矢張り洋服屋でも同じことで一着丈は拵へて呉れるけれども、二着注文するとそれはいけません、あなたに對しては洋服は一つしか拵へて上げられませぬ、と謝られたことがあります。そんなことで折角強い金を持つて居つて一時ちよつと旅行成金見たやうな形になつて居るものであるから皆競ふて品物を買はうとするけれども、其土産を買ふに困ると云ふ狀況を呈したことがあります。甚しきに至つては、宿屋に於ても矢張り外國人値段と云ふものを極めて居ります。我々が十二月の初めでありましたが、ライプツヒに數人で旅行した時に宿屋に泊つて、それと同じ待遇を受けたことがある。即ち普通の人ならば當り前の宿賃で泊めるのが、我々に對しては五割増若くは二倍の高價を支拂はせると云ふことがありました。まだ泊めて貰つたから仕合せであります、當時オーバーシラヂェンを人民投票に依つて何れの國に屬するかと云ふことが問題で、結局聯合會議に於て日本の石井大使が議長になつて、オーバーシラヂ

エンを波蘭に與ふると云ふ決議をしたことがあります。此決議があつた當時に、豫て日本人は獨逸に味方をして呉れると思つて居たのが、反對にオーバーシラジエンを波蘭に與ふると云ふ決議をした時に、其主宰者に石井大使がなつた爲めに、此點に對して獨逸人が日本に向つて非常な反感を持つたことがある。此二つの理由を合して當時獨逸が日本に對する感情は非常に悪かつた。今申上げたやうにライプチヒに行つた時に、宿賃を高く取られたが、まだ泊めて呉れたから宜かつたが、ライプチヒに日本の留學生が四人居りましたが、其人達の話に據ると、日本に對する感情は非常に悪くして、殆ど何處の店に行つても「お前は日本人であるから品物は賣らぬ、オーバーシラジエンを波蘭にやつたのは日本人が主宰であつた」と云ふやうなことを言つて、非常な悪感を持つて居つたと云ふことであります。幸に我々はまだそれ程迄の悪感情を懷かれずに済みましたが兎角に日本人が非常に金の使ひ方が荒いと云ふこと、オーバーシラジエンの問題に對して日本の外交上に於けるやり方が悪かつたと獨逸人に感ぜられたが爲めに、當時獨逸

常に親切に鄭寧に案内を受け、視察をすることが出来たのであります。

□

亞米利加には僕の滞在で、十分の觀察が出来ませぬでしたが、是も永く滞在して居る日本人に聞いて見ますと、戦前と戦後とは日本人に對する米人の感情は餘程變つて來て居る、殊に最近に於ける太平洋會議後に於て、亞米利加の日本人に對する感情は餘程良くなつて來て居ると申して居りました。我々裁判所其他の視察にも是等の點が能く見えて居りますので、裁判所の判事や、或は警察の署長等が我々に對して頗る親切鄭寧に案内をし、説明をして呉れ、豫て米國人が日本人に對して悪感があると云ふことを聞いて居りましたけれども、其話が果して眞實であつたかどうかを疑ふと云ふ位の有様でありました。尤も太平洋沿岸に至りますと云ふと、所謂排日感情の中心になつて居りますので、今日も猶ほ日本人に對して米國人が一種の悪感情を持つて居ることが明かに見えることがあります、併し是等も戦前に比較すると殆ど雲泥の差があると云ふことを其處

に於ける感情と云ふものは一時聊か險惡の狀を呈して居たことがあります。併し是も間もなく段々氷解して參りました、私が獨逸を立つ頃には是等の感情が殆ど一掃されたやうでありました。

□

其他佛蘭西に於て、殊に伊太利に於ては、日本に對する彼等の感情は餘程尊敬を持つて居ると見られる點がある。勿論佛蘭西人あたりは非常に御世辭が良く、何れの國に對しても悪感を有つて居るかの如き態度を示さないといふことでありますけれども、特に戰爭以來日本が佛蘭西に對して好意を示した點と、今申したやうに日本の國際的地位が上つて來た結果として、佛蘭西人の日本人に對する態度は頗る良好になつて居たのであります。現に私共が裁判所或は監獄等に行つて視察を致しました時にも、非常に御世辭良く、親切に案内をして呉れて、常に其言葉の中には、「日本は佛蘭西の第一の友人である、折角遠方御出でになつたことであるから、何なりと御望み通りのことは御案内し便宜を計つて上げます」と云ふやうなことを言つて、

に居る日本人は言つて居りました。種々の關係もありませんが、太平洋岸に於て排日感情の盛なのは結局日本人の在留者の發展が著しき觀を呈して居るが爲めに、一面からは嫉妬となり、一面には恐怖の念となり、此兩方から日本人に對する排斥的思想を有するのでないか知らぬと云ふのであります。現に我々が歩きました桑港或はロスアンゼルスなり其他南方の諸地方を見ますと、日本人の在留者はなかなか多數である。桑港には一萬以上、ロスアンゼルスには二萬以上、シャートルにも一萬以上、合せて太平洋岸には十二萬以上の日本人が居ると云ふことであります。是等は御承知の通り、何れも初め渡航する時には一労働者として空拳で以て行つた者が、今日は長い間の勤儉力行の結果として、相當の資本を残して居る者がなか／＼多數あるのであります。桑港或はロスアンゼルス邊りに行くと或一種の日本人街を造つて居りますが、是等に於ける日本人の商店の狀況は、銀座の一流の店とは行きますまいが、二流以下位の店は相當に張つて居るのであります。是等の狀況を見ると、成程初め徒手空拳で行つた日本人が見も角も差迄

發展すると云ふことは、我々の眼から見れば非常に頼母しいことであるけれども、併し之を米國人から見れば、一種の嫉妬と恐怖の念とを起すのは無理ならぬことと思はるのであります。殊に是も屢々話を聞かれて御承知のことと思ひますが、太平洋岸に於ける日本人の蔬菜及び果實の栽培と云ふものは非常に發展をして居りまして、合衆國の野菜及び果實の大部分は此太平洋岸から皆供給せらるゝので、言換へるならば合衆國の野菜果實は太平洋岸に於て殆ど全部出ると云つても宜いのであります。此太平洋岸に於ける野菜及び果實の栽培約八割は日本人の手に歸して居る。是は是等の地方に於ける領事なり或は日本人の有力者に會つて話を聞いた所に據りまして、確に八割だと言つて居りますので、左様な盛況を呈して居るから野菜と果實の栽培に付ては日本人が合衆國に於て覇權を握つて居つて、日本人の値段の極め次第で合衆國の野菜及び果實の價が極まると云ふ位の状況であります。是は一面から見ると非常に我々は快く感じたのであります。他面に於ては排日思想は恐くは新舊な所から胚胎して居るのではなから

ます。其他諸制度等を研究した者でも、決して外國の發達の状況は日本のそれに比べて進歩して居るとは云はれないと言つて居る人も澤山ありますが、併し是は餘り樂觀に過ぎた話で、他の悲觀論者の言ふが如くに、一も外國、二も外國で、日本の文物制度は外國に比して劣つて居ると云つて悲解するにも及ばぬと思ひますし、樂觀論者の如く餘り太平洋を言つて居ることは我々日本人として大に戒むべきことであると云ふ感を持つたのであります。殊に戦後に於ける日本の國際政治上に於ける地位が頗る高まつた如き感がありますので、或は五大國と云ひ、或は或方面に於ては世界の四大國である、若くは太平洋海岸に於ては日本は三大國の一となつたと自惚れて居る者があり、又内地の或種の政治家何が爲めにすることがあつて、日本の地位を高く見て、日本人に對して自負心を起させるやうに宣傳したる結果、我々日本人の一部しか實際の對外的日本の地位を了解せずして、今日一時的の虚榮に眩惑して、日本の地位日本の進歩發達の状況を餘り誇大に考へ過ぎて居る傾がありはせぬかと思ふ。今日、日本人が若しも斯かる謬見を以

うかと云ふ感を持つたのであります。

概して日本から海外に行きます者が歸つてから其見聞に付ての觀察談を聞きますものに、或者は非常に樂觀説を唱へて居る者があり又反對に非常に悲觀説を唱へて居る者があります。樂觀説を唱へる者は今日の日本の地位の向上及び日本人の發展の状況を見て、外國と云ふものは決して恐るゝに足らず文明の程度及び文物制度の發達整理に於ても、日本は決して歐米の先進諸國に劣つて居るものではないと言つて非常に樂觀するのである。獨逸に於ては醫學は最も進歩して居りますが、其他の歐羅巴諸國に於ける醫學は日本の醫學に比較しますると、左程發達しては居らぬと云ふことを關係者は皆申して居ります。而も其發達して居る獨逸に於ても戦後の疲弊に因つて醫學の發達進歩が多少阻害されて居る。之に反して日本の醫學は日新月歩、急に進歩をして來て居るので、殆ど獨逸の醫學の壘を摩すると云ふよりも、寧ろ之を凌駕すると言つても宜しいと云ふやうな強がりと言つて居る人が多量見受けらるゝのであり

て小成に安んじて居りましたならば、此國際的の競争の激しき世の中に於て、我日本は益々列國の進歩に後れを取りはせぬかと云ふことを深く考へるのであります。殊に此間外國を見て歸つて、日本の凡ての方面に於ける貧弱さを見る時に於て、一段此感を深ふるのであります。

進歩せる物質文明

話が色々々に相成りまするが、兎に角今申上げたやうに外國に於ける觀察に樂觀悲觀の論もありまするが、彼地に一度び足を入れて、先づ第一に驚くことは歐羅巴又は米國に於ける物質的文明の進歩の著しいと云ふことであります。建物の大にして美しきこと、道路の完全にして整備して居ること其他各種の交通機關なり或は社會上の種々の施設なりを見て、我々は到底日本の今の状況では假令幾ら強がりと言つた所が、到底歐米先進國の夫れには及ばないと云ふ感を深くするのであります。今日の文明は兎に角物質文明に於て非常に優ると云ふことでなければ、矢張り列國に對して一種のひけを取らなければならぬ。今日迄日本が外國に於て相當の地位、聲價を保ち、殊に戦時中より戦後に於て國際

的の地位が高まつたと云ふことは何に基くかと云ふと、色々々の問題もありませうが、私は結局日本の軍事的方面に於ける力が強かつたが爲めである、或は軍閥等が今日非常に攻撃をされますけれども、併し日本の軍事を除いた其他のもので何が外國に對して最も優つて居るものがあるかと云ふと、考へて見ると殆指を屈するものがないと云ふ狀況であります。結局日本の今日の地位は軍事方面に於ける優勢が基を成して此地位を得たのではないか、産業的方面を考へ、政治上の勢力を考へて見ても、到底今日は等が列國に對して優つて居るとは思へない。而も今日軍事方面に於ける勢力が所謂軍縮問題等に依り、平和方面の戦争のみに移らうとする時代に於ては、何を以て外國に對抗して行けるものがあるかと云ふことを見る時には、非常に心細さを感ぜざるを得ない。産業方面に於ける發達の如きは、之を英米獨佛等の夫れに比較しても到底及びも附かない。併ながら及びも付かないと云つて之を其儘に措いては、日本の地位は到底戦時戦後に於て得た所の聲價を失墜しなければならぬことになりはせぬかと思ふのであります。此事に付

ては日本の政治家なり或は經濟家なり大に考へて努力せねばなるまいと思ふ感を深うしたのであります。

運動に 外國に行つて感ずるのは外國人の肉體上にも健康らしく見える點に於て我々日本人は大に劣つて居る感があるのであります。彼地に行つて見ると、益々此感が深くなる、彼等は非常に身體が丈夫で、隨つて精神が亦強健に出來て居ることが目に付くのであります。

今日の如く列國競争の世の中に於ては、結局今申したやうに物質的に優る所があることが必要であると同時に、物質的に優るには亦一面に健康が非常に優ると云ふことでなければならぬ。然るに我々が外國人に比較すると、肉體的に於ても亦精神的の強健さに於ても彼等に劣つて居る點があることは頗る遺憾であることでありますので、どうして我々日本人が今後對外國に發展をする爲めには、我々の健康の増進と云ふことを勉めなければならぬ。是は日本に居りますとそれ程強くも感ぜぬのであります。外國に

行つて彼等の體格の偉大と其強健さを見るに及んでは、どうしても日本人は健康と云ふ問題に於て餘程考へなければならぬと云ふ感を深くするのであります。

儘に抛つて置いてはいつ迄も改善の機會がないのでありますから、我々は矢張り諸君と俱に何かの機會に於て相當の設備を爲し、又相當の方法を講じて、日本人の健康の増進を圖らなければなるまいと思ふ。お互に私共が目につくことであります。朝電車に乗つた時には電車の中に居る人達が相當活々とした顔をし、元氣でありさうな容子をして居りますけれども、夕方官廳なり或は諸會社等の退出時間に電車に乗つて見ますと、人々が如何にも疲勞困憊し切つたやうな顔をして居る。是が向ふに行くと、朝出る人も、夕方歸る人も、殆ど同じやうな顔をして居る。晩方歸る顔を見ても一向疲れた顔がない。而も晩方は直ちに運動場に行つて相當の運動をすると云ふやうな有様でありますので

深く考へたのであります。是等も亦彼地に居ります日本人の等しく感を感じて居る所でもありますので、向ふに行きますと、一つ歸つたならば大に日本に於ても運動を奨励しますと、日本人の體格の改善をしなければならぬと云ふことは皆一様に言ふのであります。併して歸つて見ますと今日の日本の程度に於てはなか／＼一日運動をして身體の健康を計るといふことは種々の事情に於て許さなない。第一には場所がない、又第二には仕事の關係及び經濟上等の關係もありませんので、到底彼等がやつて居るやうに我々が日々運動をして身體の健康を計ることが出來ないのは如何にも残念に思ふのであります。併し是は出來ないからと云つて其

此運動に依つて健康を増進することは餘程著しいものでありますと云ふことを熟々考へたのであります。幸にして皇太子殿下が外國にお出でになつて御歸り以後、運動方面には非常に御獎勵になつて居るやうに見えますので、殿下の日々運動なさる事柄が新聞に出るのを見て、我々は大変此日本の運動界、延いては日本人の健康増進に非常なる好影響を與ふるものとして喜んで居るのであります。我々からちよつと見ますと、運動の如きは何んでもない、全く餘計なことやうに思はれますが、併し是に依つて身體精神の健全の増進を圖ることは非常なる利益のあることは言ふまでもないことであります。

行刑醫學の前途

打田義芳

-(50)-

緒言

行刑醫學が刑務一般の改革と同時に近時漸く當局の注目する處となり、特に保健問題に關しては去秋所長會議の席上司法大臣の訓示あり、これを摘録するに「受刑者の健康を保持するは行刑事務の重要な事項なり。而して給養は實に保健を目的とし自由刑執行の重要な内容をなすものにして、拘禁生活に伴ふ身體の缺陷を補足して其健康を全からしむるにあり。客年本省に衛生官を置き保健に關する根本的調査研究と統一的監督を爲すの機關となし、保健技師技手を優遇して部内に堪能なる人材を招致せり」と。

又行刑局長注意して曰く「刑務に關し、戒護作業教誨教育及び保健は何れも唇齒輔車の關係にあり、其間輕重の差ありとなすべからず。刑の實質をなす自由拘束と定役とは犯人に對する制裁となり、職業の訓練教誨教育並に保健は

他日良民たる素地を造らしむるものにして、本人の保護となる。從て刑を行ふには飽くまで積極的制裁と保護の趣旨を達するやう深く思を此處に致すことを」と希望せられたり。則ち從來輕視されたる觀ある保健なる問題につきて熱心に注意を喚起されしことは行刑衛生上の一大進歩として同慶に堪えざる所なり。

然れども余等醫學に干與するものを以てすれば、當局の著眼が尙狹き保健てふ範圍に限られたるやの觀なきにしまあらず。衛生官の設置が單に保健に關する根本的調査研究と統一的監督とを以て足れりとなすは、或は可ならんも、堪能なる保健技師技手を以て其手腕を振はしむる範圍は更に廣汎なる醫學的技能並に研究の方面ならんことを期待し要望するものなり。即ち余がここに行刑醫學として提唱する範圍は、行刑機關及び行刑對象に關する醫學全般を指さ

んと欲するものにして、轉近醫學が益々分化的發達を遂げ種々の分科を生ずると同時に、社會醫學の方面に於ても社會の各斷面を對象として分化的に之が醫學的研究を進め、

其社會の病根を探り、これが撲滅を計り、其福祉を増進し健全なる發達に資せんとする傾向にあり。學校工場礦山等に關する醫學が著しき進歩と、適當なる施設を遂げつつあることは周知の事實なり。行刑の方面に於ても同様なる理想の下に行刑施設及び受刑者に對し根本的に醫學的研究を遂行することは、實に行刑の實蹟を擧ぐる上に必要なるのみならず、行刑醫學に干與するものの當然進むべき道なるを信す。然も行刑醫學の範圍は尙開拓せらるべき多くの處女地を有すと雖、就中一、治療二、保健三、犯罪人の研究の三大問題に就て所見を披瀝して、識者の高教を仰がんとするものなり。而して余の本論をなすや敢て奇矯の言辭を弄して自ら慰めんとするにあらず。行刑醫學の現状を知悉するものが如何にして行刑醫學の前途を開拓すべきやを沈思する時、心あるもの必ず到達すべき結論なるを信すればなり。乞ふ虚心坦懷余の所論を批判せられ行刑醫學の爲

に一臂の勞を惜まれざらんことを。

一、治療

從來行刑醫務關係事項中主として力を用ひられし治療の方面も、「退嬰なる醫學」の唯一の安息所たるの感あり。日進月歩の醫學的行刑方面に於て頗る幼稚なる者あるは痛歎に堪えず。受刑者をして「刑務所の醫師は數中の數醫者なり」との罵聲を逞ふせしめたるは果して誰の罪ぞ。行刑醫學の發達何の資する處ぞとなすものあらば即ち止む。若しそれ行刑醫學の健全なる發達を希ふものあらんか、勢ひ優秀なる醫師を拉し來りて其衝に當らしめ、其熱誠なる努力に待たざるべからず。而して有爲の材は自ら自由に其驥足を延べ得る所に集る。煩雜なる束縛と手數とに依て醫術に關する自由意志と良心とを掣肘さるる現狀に心あるもの誰か甘するものあらん。堪能なる人材を招がんと欲せば更に其堪能なる技術を發揮せしめんと欲せば更に其藥品制限を撤廢せざるべからず。行刑醫學の今日の不振は一に此藥品の嚴重なる制限に胚胎すといふを憚らず。余輩は藥品の制限を撤廢し盛に醫師の研究的精神と自重的態度を喚起する

と同時に治療劑の自由選擇によりて各自の手腕を伸べしむるの舉に出でんことを切望してやまず。若しそれ藥品制限の撤廢の如き最も効果大にして弊害少き一事をも斷行する能はざるに於ては、到底治療方面の刷新は之を期すること能はざるべし。

二、保 健

保健はこれを狹義に解して治療を分離して主として豫防的積極的方面に於ける人體並に衣食住に關する施設となすべし。則ち衛生學の見地より消極的に或は積極的に健康を保持し、或は増進するに必要な施設を求め健康を保持するに不適當なる施設を除くにあり。

保健は近時當局の高唱する處にして、刑務所に於ける衛生學的施設の採用甚だ易きを思はしむるも、然もそこに無形の一大難關あるを憂ふ。そは刑罰に對する根本觀念にして局長の所謂「制裁と保護」に於ける制裁の觀念が「自由拘束と定役」を實質的に如何に解するかによりて實際の施設に著しき相違を來すを免れず。積極的に制裁と保護との趣旨を達することは到底其間矛盾を免れざるべきを以て、行

刑の理想並に保健の方面より觀察する時は、少くとも自由拘束即ち衣食住其他の制限は之を量的に嚴にし、質的に緩にすべし。例之衣服食物は其數量に一定の制限を設け、居住は其範圍に一定の制限を設くるも、其實に至りては衛生學の要求に従ひて制限をなさず。衣服食物は保健上の要求を滿すに十分ならしめ、住居も保健上有益なる構造に改め質的制限を避くることとなすべし。衣食住の事たる量と質とは相關的にしてこれを分離して考へ難き場合もあれども、全般的に衛生學的的要求を施設の上には現はす能はずとせば、外觀的に量的に制限し、内觀的に質的に制限を設けず、保健上の要求を滿すを以て合理的となす。

從來の自由拘束に對する觀念が餘りに因はれ過ぎ、偏狹に傾き杞憂に脅かされ過ぎるにあらざるかを疑ふ。

定役もこれを労働量の最少限に一定の制限を設くるに止め労働に關する施設の質的制限はこれを除きて保健上の要求を滿すべし。

斯の如く制裁に關する觀念が刑刑の理想より保健上の要求を容れて、終に傳染病患者を治療に必要なことを豫想

し、其要求に従ひて施設の變革改善をなす意志と覺悟の發表せられざる限り保健問題も今日既に行詰れる者となすを得べきか。而して衛生學上の研究は一衛生官の調査一小研究室の研究を以て足れりとなす能はず。廣く各刑務所に於て調査研究して其業績を發表し、長を採り短を捨て、其成績を施設上に實現するに當りては研究者の意見を尊重すべきは言ふを待たず。研究事項は本省に於て是を定むるか、或は保健技術師の能力と興味とに一任して研究題目を選ばしめ、本省に於て撰擇しこれに何等かの形式によりて研究費を與へて研究せしむるを得ば、行刑衛生の進歩は勃然として期して待つべし。研究費を受けざるものも獨力にて研究を行ふに何等妨ぐる所なきは言ふを要せず。

三、犯罪人ノ醫學的研究

行刑上最も重要にして興味ある問題の一を犯罪人の本質の研究となす。余は信ず、行刑に關し最も卑近にして最も難解なる問題は「犯罪人とは何ぞや」の數語にかかれることを、若し犯罪人にして究明せられんか、刑罰の手段刑罰の目的の如き、釋然として解決すべく、刑罰の本質に對す

る理解も掌を指すが如く明かなるを得ん。然も犯罪人の研究が刑務所に於て徹底的に遂行さるべく、又成し得る状態にありながら從來殆んど等閑に附せられ、二三の調査を常套語を連るのみにして形式に流れ、科學的に犯罪人を分析し、更にこれを統一する資料的價值に乏しきを憐む戒護作業教育教誨保健の刑務も其對象たる犯罪人の何者たるかを或は個人的に或は全般的に究めずして、各其施設を講ずるとも適切なる方針を見出す能はざるべく、多くの行刑施設は保護は言ふに及ばず、制裁の意義をも失ふに到るべし。今や行刑制度調査會が斯界の權威を集めて審議し行刑の内容に根本的改正を企畫しつつありと洩れ聞く。而して其改正の内容如何は余等の窺ひ知る處にあらずと雖、刑は刑なきを期するにあり、犯罪の根絶を計らんとせば犯罪人を究明せざるべからず、ここに於て余は犯罪人の科學的研究が行刑機關の一部門として具體化せられんことを期待して已まざるものなり。

「犯罪人とは何ぞや」の問題を解決するには種々なる方面より犯罪人を觀察せざるべからず。醫學的觀察も亦重要な

る要素をなすこと言を竣たず。先人の業績二三にして止まらず、尊厳すべきもの多しと雖、然も以て盡せりとなす能はず。更に開拓せらるべき未開の領域の廣きを覺ゆ。故に進歩せる現代の科學と堪能なる醫師の創造性とに俟ちて、幾多の新事實が明にさるるを期待して已まず、而して其研究の部面も甚だ多方面にして、或は生理學的に病理學的に、或は精神病的に遺傳學的に、或は人類學的に血清學的に乃至内分泌學的に生物化學的に、各方面より犯罪人を生物學的暨又形態學的に研究し、犯罪人の本質を掴み、他方面の調査研究と相俟ちて行刑施設の適切を計るに到らんことを期す。而して傳統に生くるものは或は此方面の研究を以て無用の業と説くものあらん。或は研究の結果を豫想して得る所なしとなすものあらん。然れども余を以てすれば、その航海者が羅針盤を要せずとなすの迂愚と無謀に等しきものなりと言はん、未知の世界を探ることは傳統に慣るるもの恐るる處なり、傳統を恃むものは潜在の要素を無視す傳統を守らんとするものは無智の世界に安逸を貪るを常とす。余はこの無智なる傳統の力が我が賢明なる當局者を支

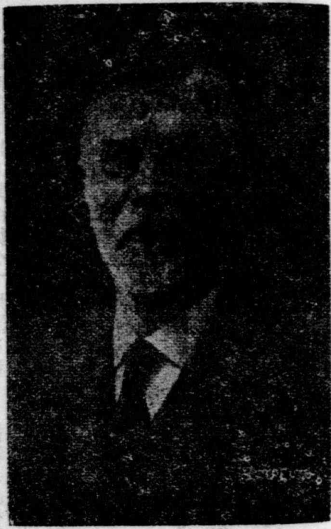
配して、犯罪と刑罰の本質を究めんとする懇求とこれを遂行するに足る技能とを研究者より減し去るが如きことは信する能はず、否行刑の探るべき適當なる方向を示す指針たらんとする此種の研究を勃興せしめんが爲に忠實なる考慮の費さるべきを疑はず。研究事項は保健技術師の欲する所或は當局の欲する所に從ひて決定し、保健技術師をして完成せしむること保健問題研究の場合と同様の取扱に基くを可とせん。

余は行刑醫學が其前途に横はれる治療、保健及び犯罪人の醫學的研究に關する尙未開なる領域を開拓して、益々健全なる發達を遂げ、行刑施設上に將又醫學の進歩の上に一大貢獻をなさんことを切望し、これに關する適當なる制度が行刑機關内に採用さるることを希望す。



教化と永久拘禁

ワールン・エフ・スバルディング氏述懐



「犯罪人には種々の階級がある。併し犯罪人階級 (Crime Class) と稱せらるゝようなものは存在しない。犯罪人に對して社會を防衛する唯一の道は彼等の矯正か、然らずんば永久の禁錮より外はない」。

これは永くマサチューセツツ州の刑務委員會の主筆兼刑務監督として、四十年間不倦行刑事業に盡瘁したワールン・エフ・スバルディング氏がこの度八十回の誕生に際してサンデー・ポスト記者へ談つた實話である。

翁は協會の事務室の安樂椅子に倚りつゝ、談り續けた。「何から話さう。私は刑務所を決して厭な悪い處だとは思はなかつた。今では初めて私が來た時よりも餘程善くなつ

たと思つてゐる。四十年來私が接して來た人々は *evil* と呼ばれた者ではあつたが、現在では以前と比較して善良 *good* な男女の数が殖へて居るのである。若し私が尙二十年の壽命を保つたら、此割合が一層多くなるのを見ることが出来るであらう。

「私は善も惡と同じく感染するものであることを知つたのである。で、私は惡が將來に於ては過去に於けるよりもより多く善と接觸する機會の一層多からむことを望み、而して善が勝利を得て、終に最高善が優越の位を占むるに至ることを期待してゐるのである。

「所謂道に外れた人々に盡す仕事のことについては、私の

守る道は在り来りの方法である。(Look on this picture, and so on) 此語を見よ更らに此語を見よ私は自分が失望した場合には常に此語を繰り返して自分を勵ましてゐる。一八七九年私が三十八歳で最も魅力のある新聞業を棄て、行刑事業に身を投じた時には世間一般の法律を犯す男女に對する思想は唯彼等は法律を守る人々とは全然異つてゐる種類のものであるといふことであつた。彼等は犯罪階級と呼ぶる者に属するのであるとされてゐた。(固よりそんな者はないのだが)。後で、彼等は「處罰」すべきであるとせられ裁判官は其の罪に従つて刑罰を科し、彼等の改悔等に付ては何等考慮することなく豫め社會へ歸還するの時期を定むるの権利を有するのであるといふのが、犯罪人に對する殆んど唯一の考へであつたのである。何と馬鹿々々しい考へであつたらう」と翁は叫んだ。

「考慮せられたのは唯犯罪人の適去であつて、將來ではなかつた。而かも其の過去に於て考慮せられたものは犯罪人の悪事ばかりであつた。而かも其悪事たるや實は彼の性格に附隨してゐるのであるが——

「かくして社會の唯一の目的は、犯罪人に或物を科することいふにとにのみ力を盡すことゝなつた。そして刑法の全精神は todo something, with offender のさといふ小さな卑しむべき前置詞によつて支配されて來たのである。然し此四十年間には多くの變化があつた。凡てが善い方向に向つた。多少事理を解するものには「受刑者も亦人なり」といふヒリツプス・ブルツクス (Phillips Brooks) の語が漸く解かつて來たのである。

各受刑者は皆一箇人である。或群集や或階級の一員ぢやないといふことが解かつて來たのである。彼の過去の罪惡は其者の處遇方法を決定するについて價值があるのみである。第一に考慮すべきは其者の將來であつて、過去ぢやない。我等の目的は其者の「爲めに」或事をしてやることで其者に或事を加へる科することではない。「for him」であつて「for him」ではない。かくして態度の變化した結果として處遇方法にも大きな變化がやつて來た。私が此事業に入つた當時一八七九年には少年を容れる一箇の少年刑務所もなかつた始末で、唯州立刑務所及長期刑務所 (House of corre-

tion) がある丈であつて、而かも其用途は唯處遇するに在つたのである。悪い事をしたから罰するのだ、此れ丈のの意味であつたのである。其後五年にして少年刑務所が出来た様な譯である。

「又當時に制度 (Penitentiary system) といふものはなかつたのである。犯罪人を嚴重に取締るといふことが主要な特色であつた主義の中にかゝる制度の存在する餘地のある譯はなかつたのだ。

併しながら犯罪人の爲めに盡すといふ思想が盛んになるに及びプロベーション・システムなるものが創設されたのであつた。始めは輕罪にのみ施されてゐたが、今では如何なる犯罪にも區別なく行はれるに至つた。

「當時は裁判官が定めた時期が來れば犯罪人は釋放さるゝだけであつた。彼等は負債を拂つたのである。國家は其れ以上に犯罪人に對して何の關心する所もなく嚮きに彼を奪つた社會に彼を再び落ち着かせるやうな努力は毫もなまなかつたのである。次に來たのが釋放制度である。此制度の下に在つては犯罪人は彼の釋放せらるゝに先ちて彼の爲

に見出された地位に於て刑務所の塙の外で監視されながら自分の刑期の一部に服するのである。

刑務所も今では以前とは遙かに變つて、確實に善良な市民シテイズンシップを養成する場所となつたのである。私は收容者の爲めにどれ丈の盡力——職業上の訓練、教育及び就職、釋放後の監督——等、あらゆる盡力が費されてゐるのを熟知してゐる裁判官が、何故に彼等を長期刑務所 (House of correction) に送るのか、其理由を解するに苦しむものである。

「如何にして凡て此等の事業が爲されたらうか。最近までは殆んど全く刑務所事業と何等の關係のない、行刑制度について何の智識も有つてゐない男女の人々の努力に因るのである。マサチュセツツに於ける行刑改良の始まりは婦人の運動であつた。彼等は數百の婦人が長期刑務所へ男子と混合して收容されるのを見て、長い運動の後終に立法部をして婦人の爲めに特設刑務所を設立せしむるに至つたのである。此運動と伴つて男子に付ても無類別の弊害が明らかとなり、郡立刑務所 (County Prison or Jail) を改良するの

めたのである。刑務委員会には囚人を類別するの権能が與計畫を立てしへられた。

併しながら設備が甚だ不完全であつたので何等の效果をも齎さなかつた。

「五十年間の行刑改良運動は多くの優れた男女の人々によつて助成せられたので、私が其等の人々と事業を共にしたとは最も愉快な思ひ出である。初は博愛の精神に富むだ人々へのみの集りであつたが、最近には多くの裁判官も加はつて最も勢力あるものとなつたのである。過去數年に於て刑務及慈善に關する州の委員は一意刑務改良に盡力し、立法及び行政の改良についても貢獻する所多大であつた。

「面白い事は此事業にたずさはる人々が皆欣然として常に樂天的なことである。誰しも厭な此仕事にたずさはりながら、幾度か反對に遭遇しながら、彼等は常に希望に満ちてゐるのである。多くの重大な仕事に己に完成されたのを見て、彼等は最後の成功を信じて進んで息まないものである。是れ實にランダル氏が屢ば説いたように、吾人の打勝つべき主たる障害は保守主義者の反對ではない。單だ社會の無

氣力である——即ち現在の満足及び變化について無關心なことである。

翁は翁と共に此教化事業に盡精し、幾多の反對と戦つた人々を數へて、其等の人々の多くも今や己に地下の人となつて了つたと語り終つて悵然たることや久しかつた。

若い常識のある調査を採用

一月三十日内務省訓令第二號を以て調査採用規則が改正された之に依ると調査志願者の年齢が滿四十五年迄だつたのが十年短縮されて滿三十五年となり又嘗て調査を奉職した者の志願年齢が滿五十五年未滿だつたのが之も滿四十年未滿となり體格も身長五尺以上が五尺一寸以上となつたそれに試験の中刑法、刑事訴訟法、警察法規等が削られ地理歴史國語の常識試験を主にする事になつた要するに之れからは身體の丈夫な若い常識の發達した者を採用する事になつたのである。



物語 前集

白頭翁

△地震物語

昔 齊衡のことかとよ、大地震ありて東大寺の佛の御首落ちなどして、いみじきことも侍りけれども、なほこのたびにはしかずとぞ、すなはち人皆あじきなきことを述べて、いさゝか心の濁りうすらぐかと見し程に、月日重なり年越へし後は、言の葉にかけて、いと出する人だになし、すべて世のありにくきこと、わが身と住家との、はかなくあだなるさま、況んや所により、身の程に隨ひて、心をなやますこと、あけて數ふべからず、行く川の流れば絶

へずして、しかも元の水にあらず、よくのごとし。

どみに浮ぶうたがたの、かつ消へかつ結びて久しくといまることなし、とは

元龜にさとり、天正にさめし、加茂の長明か世の大地震に人々の心を語りしひと節にてありき、再來星移り物變れど、鯨に縁のはなれざる地震にはかわりなく、其中心は小笠原島と唱へ、紀州沖と傳ふれど、まことは整理と云へる

△引繼物語

行政の整理せられて、幾千の官人其職を去らんとす、内には後進の爲めに賢路を避くるものあり、官界は最早乃公の如き巨頭の身を置く地にあらずと悟るものあり、或は老朽其職に堪へざるものあり、若朽にして更に其用を爲さざるものあらん、從て其理由は頗る多岐に涉ると雖も、依頼本官の注文は悉く同一にして、何れも御多分の賜金を拜受して引下る、まことに御同慶の至りにたへず、只説を爲すものあり主腦者又は長官の去らる、場合に於て其多くは下僚屬官の能否に付、之を後繼者に引繼を爲さず、杳然として辭去するもの少からず、部下の損失、屬僚の迷惑全く言語に盡し難きものあり、事務の引繼は物品の賣買にして、屬僚の引繼は人身賣買なりとの謬見は須く

捨て、此引繼に尤も重きを置かれたしと、まことに御尤もなり、支那史を案するに、史緞蓮伯玉を進めて彌子瑕を退くる能はず以て死後の諫あり、蕭何且に死なんとす、曹參を擧げて以て自ら代らしむ、長官の意を用ひ、上位の心を盡すこと概ね斯の如し、百官有司大に意を安んじて可なり。

△隨筆物語

隨筆と云へるもの、一品洋食の如く輕便にして往々滋味あり、即席にして實行悪しからず、文者往々にして紙面の埋草とす、所謂應急手當にして絆瘡膏の類なり、茲に其二三を擧ぐれば
○勤説二十餘年なる踏切の番人が得意氣に語れるを聞けば「華嚴の瀧は古く、淺間の噴火口は迂なり、心中や自殺は鐵道往生が樂なり」と、されど其らくなることを誰より聞きしかとの反問に遭ひて彼忽ちに行き詰ま

りぬ。
○石川五右衛門瀆の眞砂の辭世をものして之を今日に傳ふ、文壇の老將畢生の事業として舊稿を集め○全集と銘打ち、舊稿を焼き直して新作の如く刊行し、新紙に忽ち百版と廣告して股に若返り法を講すれども、此人逝けば其著書は大見切として古本屋の店頭に顯はる、兎角臭名の辭世は三十一文字にして千歳に傳はり、芳名は萬卷の著書を爲すも一代限りなり、心細きかな。

○正月に於ける門松は冥途の旅の一里塚なり、二月に於ける初午は如何、初午の大鼓は各人の壽命を冥途への寄せ太鼓にして正に二里の塚なり、思ふに冥途の一里塚に立つは獨り門松のみに限らず、如何なる月も如何なる日もかわることなく、人は生命を濟し崩しにして墓場に於て始めて帳消となすに至る、されば、三月に

至りて花に酔ひ、八月に及んで月に
諸ふは、徒に冥途に近き一里塚を算ふるものと云ふべく、貴重品なりと雖も生命はもとこれ冥天よりの預り物にして、やがて返すの時期あるを忘るべからず、生命の鴻毛より軽く、使命の大呂より重きにや、近頃の如へ自殺と殺人との都鄙に感なるは稀なり、長松水死して土左衛門と改名し三平二滿の下婢投身して、美人の入水と呼ばる、美名を博し改名を望まんが爲めに自殺の多き次弟にもあらざるべく、六人殺しあり三人切りありて生命は全く鴻毛と化す、只大呂より重き使命だけは、徒に重んじて容易に之を果すものなし、倒行逆施の世の中なり。

常識の泉

△日本に陪審制度

法學博士 林頼二郎氏談

廣く陪審制度といへば裁判官にあらざる常人として裁判官事務に參與せしむる制度を總稱するのである。しかしてこの制度は大別して二となる。即ちその一は英國で發達したジュリーシステム (Jury system) 即ち普通にいふ陪審制度で、學問上ではこれを狹義の陪審制度というのである。それはドイツが新たに案出したもので、これを參審制度 (Schöffengericht) と稱するのである。

ジュリーシステムの起源については學者各種々の論があつて、未だ十分に明確になつてゐないのであるが、英國では十二世

紀に於て既にその形體を備へ、十六世紀には現時における制度とほぼその形式及び實質をおなじうするものあつたことは明らかなる事實である。その後佛國革命の際に同國に輸入せられ、漸次歐洲各國に採用せられたのであつて、今日これを採用してゐるのはトルコとオランダのみである。また米國では建國の時からこの制度を採用して今日に至つたのである。參審制度は之に反してドイツがジュリーシステムを繼受した後に出されたものであつて、十九世紀において創始せられた新なる制度である。現時この制度を採用してゐるのはドイツの外ノルウェーのみであつて、何づれも參審制度のみを行つてゐるのではなく、ジュリーシステムとあはせてこれを行つてゐるのである。

ジュリーシステムと參審制度との異なる主要の點は、ジュリーシステムにおいては裁判官と常人(即ち陪審員)が各々別個の團體を組織して、別々に権限を與へられ、別々にその委ねられたる事務を處置するのであつて、合體して一の権限を行ふのではないのであるが、參審制度においては裁判官と常人(即ち陪審員)とが一の合議體を組織して、裁判事務を行ふのである。しかしてジュリーシステムにおいて、裁判官と陪審員と権限を分かちつて、事實問題と法律問題を分けて、陪審員は事實問題を決し裁判官は法律問題を決するものとする國もあり、また事實問題と刑罰問題とに分けて、陪審員は罰金問題を決し裁判官は刑罰問題を決するものとする國もあり、必ずしも、諸國の法制が一致してゐるのである。

わが國において採用せむとする陪審制度は、右のいはゆるジュリーシステムの系統に屬するものであつて、參審制度ではないのである。然りジュリーシステムではあるが、併しながら歐米に於ける在來の陪審制

度とは大いにそのおもむきを異にする所があるのである。即ち欧米の陪審制度では既に述べた如く陪審員の権限については國によつて相異なる點がある、即ち一は事實問題を決し一は罪責問題を決するものとするのであるが、併し陪審員にその事項についての決定権を有せしむることは、いづれの國も同様であるのである。即ち陪審が評決すればこの決定は裁判官を拘束し裁判官はたとひ陪審員の評決が不當であると考へても、その評決にもとづいて裁判をいひ渡さねばならぬのであつて、陪審員も裁判権の一部を行ふのである。然るにわが國に行はむとする陪審制度では、裁判権は全然裁判官が行ふのであつて、陪審員はその一部を行ふのではないのである。即ち陪審員は事實問題について評議して、その結果を裁判官に報告するのである。しかして裁判官がその報告したる判断を不當なりと認むるときは、更に他の陪審の評議に付することを得るのであつて、歐米制度の如く陪審の評議に拘束せられて、裁判官がその意思に反する裁判をせねばならぬといふやうなこ

とは絶対にない、たゞ陪審の評決が不當なりと認めながら、他の陪審の評議に付せずして、直に陪審の評決と反對の裁判をすることはゆるされないだけのことである。即ち陪審員が裁判権の一部を行ふものでないことは、法理上更に疑はないのであるが、これを實際的にいへば陪審員の意見と裁判官の意見と一致した所で裁判がいひ渡されるといふことになるのである。即ち冷靜なる法律家にして裁判事務の専門家である裁判官の判断と、素人にして専ら温情と常識を以てするものとの判断が、合致した所によつて裁判するのであるから、その歸する所の判断たるや穩健中正にして、萬々一にも無事を罰するやうの虞れはないのである。この特色ある制度はわが國立法關係者の千思萬考の餘りなるものであつて、人民を裁判事務に關與せしめんとする陪審制度の本旨を全うすると共に、舊來の陪審制度に伴ふ弊を免除せむとするものである。然し、右の如く裁判権は裁判所が行ふものであつて、その一部をも陪審員にゆだねるのではないのであるから、憲法に抵觸する

との論議をいれる餘地がないのである。或學者はこれを理想的陪審制度であると稱揚してゐるが、必ずしも溢美の言ではないと思はれる。これより少しく陪審法案の内容については、その梗概をお談し見よう。陪審手續をなすについては、普通の裁判所の外に陪審裁判所なる特別の裁判所を設けるのではないので、普通の裁判所の刑事部が、陪審の評議といふ手續を履くと事件を審判するのである。またいつても事件があればその手續をとるのであつて、一定の時期においてのみ陪審の手續をするのではないのである。しかして如何なる事件を陪審の評議に付するかといふと、要するに比較的重き犯罪に付いてであるが、それについて法定陪審事件と請求陪審事件との二つの種類がある法定陪審事件といふのは法律上當然陪審の評議に付する事件となつて、それは死刑または無期刑にかゝる事件である。請求陪審事件といふのは被告人の請求をまつて陪審の評議に付する事件であつて、それは法定

刑の長期が三年を越ゆる罪で地方裁判所の管轄に屬する事件である。ゆゑに法定刑の長期が三年以上の罪即ち比較的輕き犯罪に付いては陪審の評議に付するとはないのである。また特殊の犯罪についてはたとへ刑は重くとも陪審の評議に付せない例外のものがある。即ち一、大審院の特別権限に屬する罪二、刑法第二編第一章乃至第四章及び第八章の罪三、軍機保護法、陸海軍刑法の罪その他軍機に關しなしたる罪四、法令によりて行ふ公選に關して犯したる罪がそれである。また被告人が犯罪事實を自白した場合は陪審評議に付せぬのである。しかして法定陪審の事件でも被告人が陪審の評議に付することを欲せざれば此を辭退することを得るして、陪審手つゞきをその意に反して無理しひをしないことにしてあるのである。

如何なる人が陪審員になるかといへばその根本資格として、日本人にして三十歳以上の男子たること、引つゞき二年以上同一市町村内に居住し、引つゞき二年以上直接國稅三圓以上をなさむること、讀み書きを

なし得ることを必要とする。しかして禁布産者、準禁治産者、尊者、啞者、盲者、懲役の刑に處せられたるもの、重き禁錮の刑に處せられたるもの等は陪審員たるの資格はない。その他國務大臣、宮内官、軍人、裁判官、市町村長、辯護士、醫者、小學校教員、學生といふやうなものは陪審員の職につかしくないのである。また六十歳以上のもの、在職の官吏、公吏、教員、議會の議員等は陪審員の職を辭することを得ることになつてゐる。右の資格あるもの、中より陪審員を如何にしてえらぶかといへば、地方裁判所長が翌年一年間において必要と認むる陪審員の員數の見込みを立て、九月一日までに市町村長にその市町村で選定すべき陪審員の數を通知する。そこで市町村長は陪審員資格者名簿を調製して、その年九月一日現在によつてその市町村内の有資格者を登録する

として其有資格者中より地方裁判所長より通知せられた數だけの人員を選定するのであつて、その選定の方法は抽籤によるのである。斯くの如くにして選定せられたものを陪審員候補者といふのであつて、市町

村長は陪審員候補名簿を調製してこれを登録し、十一月卅日までに地方裁判所に送るのである。そこで愈々陪審に付すべき刑事被告事件が起つて、公判期日が定まると、地方裁判所長はあらかじめ定めである市町村の順序によつて、各陪審員候補者名簿から抽籤によつて陪審員を選定するのである。しかして市町村の大小によつて自然陪審員候補者の數が異なるから、その多い所は數人少い所は一人といふ様に、市町村によつて選定せらるる陪審員の員數は異なるのであるが、總計にて三十六人が選定せらるる、譯である。

この三十六人の陪審員が公判期日に呼び出されるのであるが、その中に被告人の親類であるとか事件の被害であるとかいふやうに、特殊の關係があるものがあれば、まづこれを除斥するのである。それから檢事と被告人とで陪審員甲にこのましくない人があるならば、これを思慮することが出来る。さうして檢事も被告人も異議のない十二人

陪審員が著席すると、裁判長は陪審員に對して陪審員の心得を諭告し、それから徐るに起立して宣誓文を朗讀する。滿廷のもの總起立の程に、陪審員は宣誓文に署名捺印して、宣誓の儀式が嚴肅に行はれるのである。

その次に愈々事件の取調べが始まるのである。即ち裁判官が陪審員の面前で被告人を調べ、証人鑑定人等を訊問し、また證據書類を朗讀するのであるが、直接審理主義を採るのであるから、多數の證人が呼び出されることになるのである。

事件の取調べが済むと、檢事、被告人、辯護人が犯罪が成立するか否かの點について辯論をする。その辯論が終ると裁判長が陪審員に對して「説示」といふことをするのである。「説示」といふのはまづその事件が犯罪となるや否やについての法律上の關係を説明し、次いで如何なる事實の有無を決せればならぬかを指示し、それから取調べた證據の要領をいひ聞かせるのである。しかし陪審員が決めればならぬ事柄を書面に記載してこれを陪審員に交付する、その

書面を法律では問書といふのである。

陪審員は問書を受け取つて十二名のもの一同評議室へ退き、評議を盡した上犯罪事實があるかないかといふことを議決してその結果を問書に記入して、裁判所に答申するのであるが、犯罪事實ありといふ答申をするのには七名の同意を要するのであつて、七名の同意がなければ犯罪事實なしといふ答申をするのである。

裁判長は答申を受け取ると、陪審員を公判廷に列席せしめたる上、裁判所書記をして答申を朗讀せしむるものである。朗讀が終ると陪審員はこゝにその職務を終つて退廷するのである。

裁判所が陪審の答申を調べて見て、どうも陪審員が感情に走つてゐるとか情實に流れ過ぎてゐるとかいふ事情があつて、判斷が全く間ちがつてゐると認めるときには、更に他の陪審の評議に付して事件を調べ直すのであるが、さういふ特別の場合でないかぎりには、陪審が犯罪事實なしといふ答申をした場合には、直に無罪のいひ渡しをした。また犯罪事實ありといふ答申をした場合は

合には第二次の辯論に進むのである。第二次の辯論は適用すべき法律に關する問題と、科すべき刑の種類程度または實刑を科すべきが執行猶豫にすべきか等の問題に付いて辯論するのである。しかし辯論がなればこゝに判決がいひ渡されるのであるが判決書には普通の判決の如く證據の説明はしない、單に陪審の評議に付して事實の判斷をなしたる旨を記載するのである。

以上で一と通りの手續はなはつたのであるが、この判決に對して不服があるならば大審院に上告をすることが出来るけれども控訴をすることは出来ない。ゆゑに審級制度の方面よりいへば、陪審の評議に付した事件に付いては、二審級制度であつて三審級制度ではないのである。

△瞬間藝術としての活動寫眞に就いて

酒井眞人談

活動寫眞(リット・シユビール・ドラマ)で芝居はなつた一べんしか演ぜられない。

そして舞臺劇のやうに、覚え込むといふことがないのだ。これは、フィルムそのものが、瞬間的な事實だからで、それ故活動寫眞は、瞬間劇とか速力劇とか呼ばれるのだが、この瞬間なるものは、純粹に技術的な、光化學の方法にのみよつて、持續的畫像になることが出来るのだ。

活動寫眞では、下稽古なんといふものはいざ撮影といふ時の、ほんの語言的な、短い申し譯で済んでしまふのだ。ところが何ぞ知らん、こゝが活動寫眞の微妙な生命でこの藝術が、常に即興詩の新鮮さを失はない所以なのだ。

こゝに、私たちは、鳥渡をかしないい草ではあるが、瞬間受胎の快樂を、ゲニーモンすることが出来る譯なので、これは舞臺劇では、残念乍ら、下稽古といふ見えざる世界に、奥深く隠されてゐるのだ。

活動寫眞が、瞬間の藝術であるいふのはこれがためだ。そしてこれを基調とした活動寫眞が、僅に舞臺劇を凌駕することが出来るものであるといふことを、私も活動役者諸君と共に信するものだ。

舞臺劇では、永い下稽古の機會が與へられ、つれによもすがら、如何にして容感を生かさうかと、いろいろ細目を集めて苦心する。そして役者は、初め役割の人物を大まかな太い線で描き、次第にその中に小さな條を引入れることが出来るのだ。

が、活動寫眞の頗る急忙な、電光石火の事件は、そのやうな役者のアトリエの方法を、不可能ならしめてゐるのだ。テンポヤ煩繁たる外面的所作が、どうしても性格表現なんか、手が廻らないといふ口實の下に、つひ外面的な、あり来りの表現を強要するのだが、短い不足勝らな下稽古は、動やもすると、この危険を尙更擴めることになるのだ。そこで活動役者は、自分の所作に、如何にして生氣を與ふべきかを、責任を以て研究することが肝腎となつてくるのだ。その場々の、舞臺監督の命令に役立つ、瞬間の藝を、如何にして貯藏すべきか、これが問題なのだ。

活動寫眞で、彼の唯一の武器である發音機能を奪はれたアレキサンダー・モイツン1は(彼が小山壽氏の推定通り来られなく

なつたのは遺憾の極みだが)高尚な藝術的身振の愛嬌や、神經質な、だが流暢な表情といふ言葉で、これを補償することに、非常な苦心をしたさうだが、この意氣、果してわが活動役者諸君に有りやなしや、と鳥渡抑したくなるのである。

兎に角、形態をギョツと瞬間裡に掴むことだ。そして一般的な性格並に實生活から學び得た個々の細目や、シツカリ把握表現することだ、私たちのよく見ることが相常有る舞臺役者ですら、活動寫眞の急調なテンポにあふと、往々沈着を失つて、その上舞臺には無意識に細大洩らさず利用してゐるやうな、ごく鳥渡した事柄を、綺麗に省略してしまふことがある。こゝが、活動役者に特有な、しかし至難な藝の見せ場なのだ。

全く外面的なことだからといつて、油断をするの大へんなものになる。例へば、古手紙の道入つた函を、役者が明けるとするところと蓋や紙にたまつてゐる塵のあるところを見落すのだ。それは、花束の莖の濡れてるといふ符號を、乾いた花瓶から取り出した造

花ゆみに、つひ附けられたと同様の間抜けさ加減だ。だが、こんななどはまだしもとして、ジーンを生かす點で、非常な役目をする精神的方面を看過してゐるのは残念だ。活動寫眞は、實にスピリットなのだ。その藝術は、人生の魂を描き出すことにあるのだ。それはむしろ、舞臺藝術も活動寫眞と同じく、銘々の美的目的は持つてゐるだらう。だが少くとも、活動寫眞が、單なる娛樂心満足、目的以上の藝術であることは確かだ。私は、かのダビット・ペラスコ氏が、舞臺劇と活動寫眞の差異を、實にこのスピリットの有無に歸してゐたのを、何かの本で讀んだ位なのだ。

瞬間藝術としての活動寫眞の缺點は、動もすると、その演技がイヤに誇張されたり、粗くされたりするところがある。こんな危険は、舞臺劇では、反覆といふことで容易に避けられてゐるのだが、しかし活動寫眞には、不快な舞臺上の、浮き／＼しさや、見物に媚びるといふやうなことがない、何故なら活動寫眞にあつては、藝術行為をへんだだけ生かせばいいので、また見物なんか

の接近意識で、ちつとも影響されることがないからだ。こゝで活動役者は、拍手を強壯劑と頼む舞臺役者や、鳥渡痛快に笑つてゐる。だから、藝術行為の本來の要求は、ひよつとすると瞬間藝術の活動役者へのみ配置されてゐるのかも知れない、と私は思ふのだ。

平凡な結論だが、やつぱし活動役者は、經驗と手練に富んだ舞臺の下で、情調を自然に學び、また撮影の瞬間に對して、豫めたゆまざる反復練習から、瞬間藝術を貯藏して置くことだ。

△警官の射撃練習に活動寫眞利用

組員の警官練習所では、射撃練習の標的に活動寫眞を利用してゐる。射撃臺の奥の暗所に小さな映射幕があつて、其上に警官が賊を逮捕する際の色々な場面が映し出される。すると練習生達はピストルや、小銃で、警官に中らないやうに賊を打つのであ

つて、命中すると閃光が發し、それが三秒間繼續するやうになつてゐる。

△全部窓の工場

米國建築界の趨勢と其の實例
光線が多量に入り建築費も廉
米國にて近頃建築される工場は、いづれも窓が大きく、壁の部分が少くなつてゐる。それは工場地へ行つて見ればすぐ分ることだが、組員の一建築雑誌のいふ所によると將來はすべて各工場は、全部窓から成るものになるだらうとの事である。其實例はペンシルヴェニアのアリツチボートに目下建築中のシェームス・リース・アンド・サンズ會社の毛糸工場である、この工場は政府の建築會社がボーリン・ジャの考案設計したもので、高さは五階である。

建築材料は鐵筋混凝土である、特色は外壁柱が全くない事である、即ち各階が全部鋼製窓枠による硝子窓であるから、光線が多量に工場の奥まで這入つて行く、従つて機械に大なる便利を得られるのである。か

く窓の部分連續せしめて一つづきにするには、建築上の控架式といふ法式を用ひたのである、即ち内部の柱の第一列は外壁から五呎後に置かれて、混凝土の床板が控架として柱を越えて壁線まで突き出てゐるのである。窓の下部の構壁は突出せる柱架の上に直に建てられて、鑄製窓及び床の重さの一部を支へてゐる。

この建築は單に日光を多量に工場内に導くのみならず、壁柱が無いから、混凝土工事を書しく簡單ならしむる特色がある。従つて建築費も亦少なくてよい、其上、壁柱がないから室内に空所がふえ、仕事用のベンチ、機械、蒸氣ストローア等を据まつける餘地が多くなる、階段は建物の外部に取りつける豫定であるから、非常時に際して安全の度が多くなると言はれてゐる。

△我國の死亡率及其原因

榮養研究所長 佐伯博士談

吾人は一歩進めて其の死亡原因如何とい

ふ問題を究めて見なければならぬのである。如何にして吾人は今死亡しつゝあるか即ち人口一萬に對する主なる死亡原因別を見るに、幼兒より大人に至るまで之をこめて左表の如くである。

死亡原因	自大正元年至大正五年平均	大正六年	大正七年
下痢及腸加答兒	三〇・九	三三・一	三二・一
肺炎・氣管支加答兒	二五・八	二七・七	二六・九
肺結核	一五・四	一五・七	一七・八
腦膜炎	三・九	三・三	三・九
腦出血及腦軟化	二・六	二・九	二・四
老衰	一一・三	一一・八	一一・七
畸形及先天性弱質	一〇・二	一一・四	一一・五
胃の疾患	七・七	六・九	六・八
腎臓炎及アライト氏病	六・九	六・六	六・三
癌	六・七	六・八	七・一

此の表を一瞥して何人にも感得せられ得ることは其の死亡原因の大なるものが「消化障害」にあることである。而して(一)下痢及腸加答兒の病名下にあるもの、多數は勿論(二)肺炎菌が健康者の咽喉に占居したり或は感冒——氣管支加答兒——肺炎——死

の轉歸——此等の病名や疾病經過に關する文字と照し合せたり又抵抗力、體力の差異が如何なる程度にまで患者の運命を左右するかの日常臨床上の經驗を考へ合せ肺炎や氣管支加答兒に原因して死亡するもの、中に今少しの餘裕を存したならと残念がられるものが決して少からぬことであると思はるゝことや(三)結核患者の数を以て其の國民の榮養の真否の標示器となすことを得ると云ふことやそれや之れやを考へ合せると結局は榮養問題に落ち著くものである、即ち胃の疾患と腎臓炎とが脚氣とが榮養療法に大關係のあるものを度外視するも如何に營養上の原因の爲に我國で大多數の人口を滅却しつゝあるかといひ得る。

老幼おしなべて一般の死亡原因に就ての觀察は斯くの如くであるが更に死亡の最も多いと云ふ年齢即ち乳兒の主要なる死亡原因に就て之を見る

大正三年より大正六年に至る總死
亡千に付

先天性弱質及畸形 男 女
一九二 一九四

常 識 の 泉

胃の疾患下痢及腸加答兒 一七〇 一七二 其の死亡原因中先天性弱質のもの及び疝氣
 肺炎 一二三 一一九 け致し方なしとして此所にも其の最大なるも
 腸 膜 炎 九八 九八 のは消化障害である、即ち營養の改善に依
 氣管支加答兒 五九 五八 リ防止し得べき死亡原因が首位を占めて
 毒 二一 二二 居る、而して、之れは小兒に就ても同様で
 脚 氣 一五 一六 ある。

小兒の主要なる死亡原因(一才以上五才以下)

—大正三年より大正六年に至る總死亡千に付—

男

胃の疾患並に下痢及腸加答兒 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五
 肺炎 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九
 腸 膜 炎 一七二 一七三 一七四 一七五
 結核性疾患 三三三 三三四 三三五 三三六
 麻疹 三七二 三七三 三七四 三七五
 腎 癰 炎 一五五 一五六 一五七 一五八

女

胃の疾患並に下痢及腸加答兒 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五
 肺炎 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八
 腸 膜 炎 一七二 一七三 一七四 一七五
 結核性疾患 三三三 三三四 三三五 三三六
 麻疹 三七二 三七三 三七四 三七五
 腎 癰 炎 一五五 一五六 一五七 一五八

之を要するに(一)日本人の人口増加率は減少しつつあること(二)主として二歳以下の幼兒の死亡率の増加しつつあること(三)全人口に對する死亡原因も、幼兒及小兒に於ける死亡原因も共に其の大多數は消化障害にあること(四)學齡兒童の頃は人口増加率速

△情操教育としての學校劇に就いて

見せることよりも演 出 九頭龍松談

九頭龍松談 九頭龍松談

眞、善、美の教育といふことを教育上の理想として昔からよく申しますが、科學的で知的方面を主とした眞の教育、道徳的、意的方面を主とした善の教育については從來かなり力を入れて行はれましたが、藝術的で情的方面を主とした美の教育は、ともすれば忘れ勝ちでありました。この藝術的な情操教育が缺けてなりました。この藝術的な情操を養成することが出来ないは申すまでもありません。殊に女子教育ではこの點に十分の注意を拂はなければならぬと思ひます。

情操を十分に行ひますのには、文學、歌謡、音樂、舞踊、繪畫、圖案等の藝術教育

常 識 の 泉

によらなければなりません。これ等の藝術教育を徹底させるのには、どうしてもこれ等を總合しました學校劇にまで進まなければなりません。學校劇を練習し、または演出することによつて、生徒は、より深く文學、歌謡を味解し、より強く音樂、舞踊の美を感じ、より多く繪畫、圖案の趣を味はふことが出来ます。それによつて生徒の趣味は開發せられ、それによつて生徒の情操は涵養せられて行くのであります。

劇を鑑賞する場合には、その劇全體から受ける印象は勿論、その音樂、その歌謡、その科白、その動作、その背景、その光線等から直接的に具體的に、全一的に與へられる感銘は實に深大なものでありまして、人をして忘我遊神の境に入らしめさせ、それと同時に觀者の情操は陶冶せられ、觀者の人格は高められ、觀者の趣味は深かめられて行きます。學校劇はよくこの目的に合はれるものでなければなりません。

學校劇は、從來行はれた普通の演劇とは餘程趣が異つてならなければなりません。どこまでも情操教育のため、人格養成のため、藝術教育でなければなりません。これを演出します者も、これによつて教育を受けるのでなくてはなりません。單なる興味中心のものであつてはいけません。従つて脚本も、作曲も、背景も、衣裳も、振り付けも皆教育的に特に考案作製せられたものでなければなりません。この點の注意が缺けては、學校劇も弊害を生じます。

講義を聴いたり、書物を讀んだりしたのでは、容易に理解の出来ない深遠な哲理や深奥な人生觀や、また實生活には容易に經驗することの出来ない人生の事實や、人心の奧秘や、人情の機微なども、劇によつてよく演出せられると、これを鑑賞して居る間に苦もなく了解得ることが出来ます。學校劇は情操教育のためばかりでなく、具體的精神教育として極めて價値のあるものであります。

學校劇では、王侯になる生徒もあり、臣僕になる生徒もありますが、その役に當ります生徒は、その役々によつてよくその氣持を現し、皆それ々の特色を發揮し、その役々に應じ、全力を擧げてその役を仕出かすことが大切なのであります。この點からは王侯も臣僕も區別がありません。どんな役目が當りましても、忠誠と、純一と熱心とによつて各自の價値を十分に發揮すると同時に、その全體の統一調和を保つことが必要であるといふことを自覺させることが出来ます。この點から學校劇では、時々その役々を交換して演じさせることもあります。

學校劇は、これを演出して人に見せるよりも、之れを演出するまでの過程に重きを置かなければなりません。普通の演劇は見せるのが目的ですが、學校劇は演出することそれ自身が目的であります。即ちその劇の内容を理解したり、劇中の人物に同情したり、歌曲を玩味したり、音樂や、唱歌や

存して居るのであります。此意味に於て御承知の如く最近の世界の大勢は男女同權、労働者の保護、解放者教育の保護の問題、特殊部落の改善問題、動物愛護の問題、悉く其一つなのであります。警察の如き刑務官の如き、何れも社會奉仕の重大なる職責を有して居るのであります。御同様能く此本義を明かにして自警自重致したいと思つて居るのであります。殊に近時犯罪人の待遇といふことに就きましては非常なる所の問題に相成りまして、歐洲戦争の結果特に犯罪人が世界を通じて非常に殖えたのであります。近くは獨逸の如き外務大臣の暗殺以來數年來刑事警察の改造論が唱へられて居つたが、近來は獨逸國を打つて一丸として聯邦から中央官廳へ、尙進んで亦國際的に外務大臣を経て、刑事の手續をなし、一國の警察官廳と一國の警察官廳と直接交渉をして萬國的に犯罪人を取扱ふ時代が來ると思ひます。國際聯盟は國際的警察を實行するといふ時代になりました。警察と行政といふものは國內の現象であつたにも拘らず、今や進んで國際警察行政といふこと迄も起

るに至つたのであります。而して我國も代表が來て居るのであります。釋放者保護の問題を始めとして種々なる問題は將來實現するに相違ないのであります。國際聯盟は一個人の一舉一動が世界に響くのであります。諸君の一舉一動は之を感用して善用して世界の問題になるのであります。今には實に愉快千萬なる時代と云はなければならぬのであります。さういふやうな狀況で犯罪は社會が開ければ開けるだけ罪人は多くなり、火災も多くなり、火災は日本よりも世界は多いのであります。交通の危害、犯罪の危害は悉く文明になればなるだけ多くなるのであります。我國も將來必ずや犯罪は多くなると思ひます。茲に於て社會を睡れて犯罪のない以上には、此犯罪といふ問題を吾々は國民に向つて宣傳し、犯罪豫防の思想を國民に充實しなければならぬ。亞米利加の前警視總監アーサー・ウツズも申す通り豫防警察官吏が未來の警察官吏であるといふことを申して居ります。是等は豫防的の警察官吏が未來の文明的の警察官吏である。社會も警察も餘程豫

防的の方面に注意を拂はなければならぬやうな時代になりました。此時に當つて行刑事務は我國に於ても名稱を改められ、近く總理大臣に於かれて其道の方を官舎に呼ばれて、大に此必要なることに就て吹かれてゐる。又一會社會は此釋放者保護等の問題に就て講演會等を催され、其精神が活々して居るのであります。先般も東京の神田に於きまして此大審院、檢事總長、太田代議士、私、是等の方々で以て講演がありましたが、私も講師の一人として臨んで見ますと、千幾百人の人が非常の緊張を以て聽いて居りました。又私は各地を巡廻致して談の一筋に釋放者保護のことを必ず申しますが、近來の狀況は餘程趣を異にして居るのであります。それで此頃も警察講習所の生徒に向つて内務省の社會局の者が話をすると、警察官に釋放者保護とか感化院といふやうな思想に乏しい、或る警察署長が赴任して六ヶ月目に感化院を見てさうして「成程感化院といふものは参考になるものだな」と云つたといふことでありましたが、社會局から警察官に傳言して

呉れといふことである、今日の社會問題の喧しい時に警察官が六ヶ月目で始めて行くといふやうなことでどうする。斯ういふやうな場合に社會全體も亦斯ういふ問題が向上發展したのであります。隨つて今回行政整理といふことに相成りまして社會局といふものは擴張致した、歐米何れの國でも社會事業といふものに就ては注意を拂つて居るといふことは御承知の通りである。其背景の裡に諸君の御任務があるのである。餘程吾々は社會的に自覺したいと思ふのであります。此意味に於きまして行刑の本務が實に愉快な趣味津津たる事務と相成つたのであります。然るに往々にして我國は歐米の如く所謂此刑務所といふものが文明の華であるといふやうな思想が國民に徹底しないのであります。私は消防のことに就ては昔から微力を致して居りますが、是は消防のことに違ひますけれども、消防のことが一般に瞭解されてゐなかつたのであります。それと同じで刑務官は看守だといふやうな感じが悪いのであります。之を向上させるのは諸君の任務で

あると私は常に思ふのであります。自分の天職は自分が開拓しなければならぬのであります。故に近來其思想が盛になりまして此火災豫防、即ち消防といふものは高尚なる任務であといふことになつて居ります。それと同様に諸君の任務といふものも十分に之を國民に出来るだけ瞭解させ、又之を内にしては互に十分に職責を忠實に盡さなければ社會其ものが承知しないといふ時代に遭遇して居るのでありますから、文明の華であるといふことを我國に於ても一日も早く實現させなければならぬ時代が到來して居るのであります。此意味に於て私は常に此巡查等に對して云つて居るのであります。一體巡查といふものは威張るのが巡查だと思ふと大間違、所が心得違ひの巡查は「是からの巡查は昔の巡查と違つて威張ることは出来ないし駄目ですな」。『警官などの役目は全體お前等は威張るを以て巡查と思つて居るが、巡查は家の前に立つて居つて人は無論のこと猶の世話から鼠の世話も出来る、情理になつても、内務大臣になつても出來はしない。此服を着、さうして社

會奉仕をし、公衆の爲めに盡して居るではないか、斯んな立派な任務が他にあるか。故に政府の代表的ものは所謂此巡查であるとか看守であるといふことを忘れてはならぬのである」と云つて聽かせて居るのであります。刑務所といふものは社會の一大家庭である。其所にあらゆる種類の人が遣入つてゐるのである。此意味に於て警察などよりも餘程むづかしい任務である。警察は真人も惡人も皆を包含して居るので、パツとした社會奉仕であるが、刑務所は犯罪に掛つた人、一筋でない人を共にして居る所の社會奉仕である。故に親方に依りましたならば其方が非常な任務である。一人の行動が社會一般に非常な影響を與へるものであるといふことを自覺しなければならぬ。此意味に於て私は常に巡查に向つて「巡查派出所の前に立つて居る巡查は無意識に立つて居てはいかない、若し一人の巡查といふものは人間愛を本にして吾々が社會奉仕をするのである。社會公衆の爲に仕事をして居るのであると思へば、其所に意義がある。今立つて居る人ではありますまいが、

兩三年前屋敷町に立つて居つて交通巡查某は「本願寺の坊様から種々説教を聞いて吾々の立つて居る意味も社會奉仕の爲であるといふことが解りました、爾來私は立つて居るのに非常に氣持が真くなりました」といふ感謝の意を表したといふ話がありましたが、實にさういふものであります。故に人間は氣分の方である。俸給は少い、然し其任務たるや實に重大なるものである。此故に歐洲戦争の結果、殊に警察に云へば特別巡查といふものが出来まして、最近に於ては義勇巡查といふものが盛になつた、何故ならばそれが社會奉仕であるからである。諸君の刑務官の任務も是と同様であらうと存じます。何の爲に人間は生存して居るか、今巡查派出所の例を御話したが、諸君が何の爲に看守をやつて居るかといふことを十分に心得を願ひたい、實に諸君の一舉一動といふものは犯人に對して非常なる感化を及ぼすものであるといふことを忘れてはならぬと思ひます。それには信念がなければならぬ。信念は矢張り國體を本にして説きたいと思ふ。矢張り法律といふも

のも道德の一段である。警察だの行刑だの法律だのといふものは全體ものが道德的になつて居る。是が終極的になれば警察や法律は要らぬことになる。所がさうはいや。根本問題は道德である、道德を維持する手段、もつと語を換へて云へば刑務の事柄は道德を行ふ手段として在るのであるから、唯だ論理を以て手段とするのが警察や刑務ではないのであります。人間愛といふものを本にしなければならぬ。人間愛といふものを本にしないやうな刑務官は一を知つて二を知らない刑務官である、警察官も同様で、我國は徳を建てるに深厚な國でなければならぬ所謂徳を以て立つて居る國であります。萬々已むを得ないから權力を應用するのである。權力の應用は最後の手段である、故に行政官でも刑務官でも、警察官でも常に慈愛心といふものを背景にして卒ざといふ時には權力を應用するといふ主義に徹底しなければどうすることも出来ない。故に人間愛を本に致しまして行刑の事務でも、警察の事務でも行ふといふことが世界の大勢であると思ふ。所謂情に於て行

ふことが道義の觀念であります。義に於て當然たりといふのが法律的の觀念であります。情に於て行ふといふ觀念を有つて居なければなりません。併しながら權力を振ふ時は官吏であることは云ふ迄もない、其氣持を以てやつたならば家庭も同じであります。家庭に於て家庭の子供に對して保護するのは親として當然であります。保護するに權力を應用する場合もあるが、愛撫の念を有つて權利を行使するのである。刑務官が官職を執るに慈愛を以て權力を行使するのである。私は警察等に對して常に其考を有つて居る。警察官に對して私は警察の三大綱領は、矢張り國體と同じやうに智仁勇だといふことを説いて居る。智仁勇が出来て居つたならば立派な人でありませう、そこに立脚することが最も必要ではないか。神道は智仁愛の三であるが、さう括めると仁といふことになる。人類愛といふことに歸着する。其手段として智を磨く、又勇といふことも手段とも云へる、刑務所に居られると、種々の人が居る。それを相手にする諸君は智を磨かなければならぬ。宋襄の

仁といふこともある。舊い頭を以て人間愛をやられてはたまつたものではない。それであるから人間愛の手段として智を磨かなければならぬ。私は警察官は死ぬる迄頭を磨いて居らなければならぬ。年が若いから偉いのではない、年を取つても死ぬる迄しつかりやつて居る者は活々として居る、年に關係はないのであります。そうして、智ばかりではいかぬ勇が要る、手段として幾千萬人といふ多くの國民の爲に活動するのである。司法官や、警察官や、刑務官といふ者は軍隊と同様に政治の中心である。政治の中心たる所の御同様の感といふものが動き出したならば其環境の者が動き出す、柱が動き出したならば其國は亡びる。吾々は政治の中心點とならなければならぬ、是は勇氣を要るのであります。諸君は或は御困難の任務として益々身體を丈夫にされて、勇氣を有つて諸君は世間の爲に斃れること

もありません、是は人間愛の爲に斃れるのである。御同様の國家の官吏である。國家の官吏である以上は社會化、民衆化しても、若し刑務官の民衆化といふことを誤つて、固

徒と非常に馴合つたりするやうなことがあつたならば、何を以て權威を保つことが出来ませう、警察の方も同様であります。徒に官僚的にさう云ふのではありませぬが、矢張り廉潔でなければならぬ、親切であるが正義の觀念を有つて居るといふ意味に於て一面には勇氣を養はなければならぬ。斯の如くにして此人間愛の手段として智を磨き、勇氣を養つて、さうして吾々の任務に従事することが、時勢の一大要求である。是から社會も開け出すから先づ以て自分の事は自分が良くして行かなければならぬ、人は人、自分は自分、自分の職業は自分が耕さなければならぬ。諸君は矢張り國民に向つて此刑務の思想を注入することを先決問題としなければならぬ。諸君は誰が見ても刑務官といふものは向上發展して立派なものになつたといふことを首肯せしむるのが諸君の一大任務であらうと思ふのであります。

此意味に於きまして、私は諸君が此練習所を御卒業の上益々此時代の要求に應ぜられることを切に希望するのであります。殊

に明年は亥の歳であります。所謂昔から猪といふことを申します。猪のやうに進むといふことを申します。どうか新鋭の氣象を以て身體を丈夫にされまして、大に猪進されることを此道の爲に深く希望して己まの次第であります。一言所感を述べまして祝辭に代へます。



訓令適應質疑回答

其ノ他ノ者ニ付テハ通知セサルコト但シ寫眞ハ目下撮影ノ設備整ハサルヲ以テ交付シ難シ

一、一般ニ釋放者ノ觀察方法ニ付テハ從來往々遺憾ノ點有之例ハ巡查力制限ニテ釋放者ノ所在訪問ヲ爲シ又ハ他人ノ前ニ於テ刑餘者タルヲ曝露スルコトアリ其ノ結果折角改悛正業ニ從事セル者ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシムル事例アリ前項以外ノ釋放者ニ付テハ從來ノ警察觀察ノ方針ヲ改メ本人ノ社會同化ヲ害セサル程度ニ於テ間接ニ觀察ヲ爲スハ格別表面ヨリ前科者トシテ特別觀察ヲ爲ササル様葛下地方長官ニ對シ訓達相成タキコト

一、短期、長期關ハ少年法條八條ニヨリ庶斷シタルモノヲ記入ス

一、作業名ハ大正三年食糧給與手續第二號表中種目名ニ依リ記入ス

一、就業延人員ハ就業セシ一ケ年間ノ延人員ヲ記入スヘシ

一、人員ハ一人ヲ金錢ハ單位ヲ單位トシ數ハ四拾五入トス

一、賃金ノ收支ヲ爲ササルモノハ凡テ朱書スヘシ

司法省訓令第二號
大正十二年十月司法省訓令第七號中「監獄統計」ヲ「刑務統計」ニ改メ第一表及第二表ハ附表ヲ追加シ第十一表ヲ改正ス但シ様式

- ハ別ニ之ヲ項ツ (様式略)
- 第一表附表 記載例
- 一、本表ハ特設刑務所内ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ拘禁シタルモノヲ第一表人員中ヨリ再掲スルモノトス
- 一、年齢異動スル場合ハ入出欄ニ朱書別記スヘシ
- 一、短期、長期關ハ少年法條八條ニヨリ庶斷シタルモノヲ記入ス
- 第二表附表 記載例
- 一、作業名ハ大正三年食糧給與手續第二號表中種目名ニ依リ記入ス
- 一、就業延人員ハ就業セシ一ケ年間ノ延人員ヲ記入スヘシ
- 一、人員ハ一人ヲ金錢ハ單位ヲ單位トシ數ハ四拾五入トス
- 一、賃金ノ收支ヲ爲ササルモノハ凡テ朱書スヘシ
- 一、出張所ノ分ハ本所ニ合算スヘシ
- 司法省行甲第二六號
大正十二年一月十六日
刑務所長宛 (司法行刑局局長)

人口統計材料廢止ノ件
明治三十六年九月監甲九七號ヲ以テ照會候在監人ニ關スル毎五年ノ人口統計材料調査ハ自今必要無之右御承知相成度
司法省行甲第五一號
大正十二年一月十七日
司法省行刑局長通牒

行刑統計年報中作業表施行期ノ件通牒
令般司法省訓令第二號ヲ以テ行刑統計報告例及様式改正相成候處第十一表作業表ハ大正十一年度分ヨリ施行ノ儀ト御承知相成度
司法省行甲第三五號
大正十二年二月十八日

行刑統計年表ニ刑ノ執行ニ關スル諸表ヲ掲載シ配列修正ノ件
刑ノ執行表ニ付テハ刑事統計年表ニ掲載ス處大正十年十一月官制改正ノ結果行刑局所管ニ移リタルヲ以テ左記四表ハ行刑統計年表トシ第六十五表受刑者出監時ノ年令監獄別ノ次ニ掲載シ以下編トセ
第六十六表 休刑執行檢事局別
第六十七表 財産刑執行檢事局別

第六十八表 拘留刑執行廳府縣別
第六十九表 科料刑執行廳府縣別

司法省
行刑局行丙第一〇四號
(大正十二年一月三十一日)
刑務所長宛

刑務統計記載方ニ關スル件回答
熊本刑務所長宛

標記第一表附表記載方ハ收禁中ノ兇惡不貞囚ハ包含セズ監獄法第二條ニ該當スルモノヲ云フ後段御見込ノ通り御取計相成度

行刑統計ニ關スル件
熊本刑務所長照會

本年一月十五日御省訓令第二號ヲ以テ標記ノ件御訓令相成候第一表附表記載例ニ依レバ特設刑務所又ハ刑務所ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ拘禁シタルモノヲ再掲スル様有之候ニ付テハ目下當所收禁中ノ兇惡不貞囚ハ右ニ包含掲記スヘキ義ニ候哉尙大正十一年六月二十七日行甲第九三二號ノ一及同號ニ御訓令ニ依リ拘禁ノ分ハ之レヲ再掲スヘキモノトハ思料致候ヘ共聊疑義相生シ候條至急何ノ御指示相仰度

訓令適應質疑回答 彙報

彙報

養成所閉所式

昨年の九月より開かれてゐた輔成會の司法保護事業職員養成所は良好なる成績を得て本年一月二十五日閉所式を舉げた。斯業に就て深き研鑽を遂げた修業生二十五名は入所中に學び得た知識を以つて愈々實地に活動することゝなつた。

舊臘十一月司法省に刑務所長會同の席上に於て演述された山岡行刑局長注意は紙面の都合上掲載が遅れたが甚だ時機遅ながら茲に記載する。

山岡行刑局長注意

(大正十一年十一月二十一日)
刑務所長會同席上に於て

今回各位の會同に際しまして所見を述ぶるの機會を得ましたことは深く欣幸とする所であります。

一、凡そ行刑に付ては根本方針を確立し之に従ふことが肝要であります。從來は戒護と作業とに重きを置きまして教誨教育若は保健のことは兎角輕視せられたのであります。素よりの戒護は自由拘束の方法でありまして作業は所謂定役の實施でありますから二者何れも刑罰の實質を形造るもので刑務の大切な面に屬するところは論の無い所でありまして、近時の刑罰思想は大臣の訓示にありまし

た様に刑して其の非を悟らしめ之を善導して良民たらしめんとするにあり。職業訓練を爲しまして經濟能力を興へ、教誨教育に依りて精神を開發し、保健に依りて身體を保持し、因て釋放後社會の生存競争に耐へ得る道を講ずることが即ち行刑の目的であります。されば刑務に付まして戒護、作業、教誨教育、保健は何れも唇齒車の關係にあるもので其の間輕重の差ありと爲すことの出來ないものであります。叙上の次第で刑の實質を爲す自由拘束と定役とは犯人に對する制裁となり、職業の訓練、教誨教育、並保健は他日良民たるの素地を造らしむるもので本人の保護と爲るのであります。從て刑を行ふには何處までも積極的に制裁と保護の趣旨を達する様に努めなければならぬ、各位深く思を此に致されんことを望みます。

一、右行刑上制裁と保護の趣旨を最も能く實現する制度は今日の學問上の智識經驗を以てしては階級處遇であります。階級處遇は執行の當初極めて嚴正なる取扱を爲し執行の進むに順ひ漸次取扱を緩和するものなることは各位の了知せらるる所でありまして我邦にも現に斯る處遇を試むるものがありますけれども未だ以て普通偏田の制度たるに至らないことは遺憾とする所であります。階級處遇の制度は目下行刑制度調査會に於て審議中でありまして不日如何なる組織を以て採用すべきやを決せらるることと思ひます。階級制度を實施して其の効果を十分に發揮するには相當の物的設備を伴ふことを要するものであります。併し物的設備の充實するものなしとしましても其の精神を實地に行ふことが絶対に不可能のものではありません。各位希くは

今より本制度の精神を十分に考究せられまして之を實際化し他日一定の形式を以て行はるべき階級處遇の準備たらしめんことを努められたら。一、受刑者行刑上の規律に違ふときは之を懲罰すべきものたることは勿論であります。懲罰を加ふる所以のものは將來の規律違反を防止して懲罰なきことを期するのであります。客年以來懲罰の數漸次減少しつつあるは寔に欣ぶべき現象であります。各位深く此の點に留意せられて眞心より規律を遵奉する慣習を養成することに努められんことを望みます。

一、兇悪者集禁のことは行刑上個別處遇の趣旨に出でたるものであります。少數兇悪者の爲全體に悪影響を及ぼし保護上の困難を來し、延いて作業の進捗を妨げ完全に行刑の効果を收むる能はざる次第でありますから、之を集禁して一面には一般の刑

務所の行刑を便宜にし他面には兇悪者に對し特に矯正の實を擧げんとする次第であります。然るに往々眞の兇悪者にあらずるものを移送し又は移送を受けたる後之を一般の受刑者と混同して處遇する向があります。斯の如きは集禁精神と甚だ遠ざかるものでありますから今後十分なる注意あらんことを希望します。

一、拘禁中傷害殺人等の犯罪行爲は兇暴の性癖を有する者に依つて演ぜらるるものであります。此等の行爲が一朝の激情に依つて發生するが如き單純なるものは尠くありまして仔細に探究しますときは其の主動原因が性的關係に胚胎して誤解、失望、嫉妬、怨恨、憤怒等を醸成し茲に根強き執念を生じまして憐愍なる行爲を取てするに至るもの甚だ多數であります。因て斯かる事故の發生に付ましては其の主動原因を審究して適當な

る方策を講じ事故を萌芽に於て除くことが肝要であります。各位は常時拘禁者の性的關係に付周到なる觀察考慮を回らして行刑成績の完璧を期するに適切なる手段を案出せられんことを望みます。

一、拘禁者に接見を求むる者がありましたときは法規の許す限り成るべく便宜を興ふるを相當と考へます。接見を求むる人若は其の場合の如何に依りまして受刑者改悛の一動機たらしむることに注意せられ適當なる職員をして立會はしむることが肝要であります。又遠隔の地より態々出頭したる者が僅か退廳時を遅れたる故を以て接見を拒否し、或は接見時間を嚴守するの餘り重要な事項の談話を中絶せしむるが如き常識に反する措置は之を避けられたし、而して接見所が舊式であつて狹隘なる窓から僅かに談話の交換を爲す不便の設

備は此の際適當に改造せられたらのであります。次に刑事被告人の接見に付ては證據保全に害なき限り寛大の取扱を爲すべきものであります。併し其の度を過ぎて接見所の設備當を失し證據濫滅を利用せられ易きものがあつてはなりません。然るに狹隘なる卓子を挿んで應對せしむる爲筆談其の他の方法を以て窺に意思の傳達を爲し得るが如きものがあります。斯る完全なる設備は速に改造を必要とします。

一、國家刑罰權の行使は的確なる犯罪搜查、公平なる裁判、嚴正なる刑罰執行の三者相俟て始めて達成せらるべきものであります。故に改正刑事訴訟法の實施に付しましては行刑の任に當る各位は之が研鑽を盡くされ遺算なきを期さなくてはなりません。法の研究は全般に亘り精神を明かにするの要あるは論を俟たざる所であ

りますが其の中裁判の執行に關する
 條章は各位の職務に關するものであ
 りますから細心の注意を以て研究し
 置くの必要があります。刑の執行停
 止に關しまして改正法律は其の事由
 の範圍を擴めまして重大なる事由殊
 に受刑者の健康老齡等を顧慮し、又
 我國の悖風良俗に従ひ老齡若は癯篤
 疾にして頼るところなき直系尊族を
 待養せしむる爲にも刑の執行を停止
 するの規定を置きましたから行刑上
 常に是等事由の存することを看過せ
 ざる様注意し、立法の趣旨を貫徹す
 ることに努めなくてはなりません。
 又新に上訴申立後の未決勾留日數通
 算の規定を設けられてありますから
 刑期計算に留意して過誤なきを期せ
 られたし。此の外各位の職務に密接
 の關係を有する法條全典に散在する
 もの夥くありませぬが、一々之を舉
 示するの煩を避けまして印刷物を以

て指示することに致します。
 改正刑事訴訟法中刑務官吏の注意す
 べき條項左の如し
 第四十五條 第一百十二條ニ依レハ一定
 ノ條件ノ下ニ拘留被告人ト他人トノ
 接見及書類物ノ授受ヲ禁シ得ルモ本
 條ハ其ノ例外規定ニシテ被告事件公
 判ニ付セラレタル後ハ勾留被告人ト
 辯護人トノ接見及信書ノ往復ハ之ヲ
 禁スルコトヲ得ストス
 第五十二條 本條ニ依リ執行指揮書ニ
 裁判ヲ記載シタル調査ノ謄本又ハ抄
 本ノ添附セラルル場合アルコトヲ知
 ルヘシ之レ第三百六十一條ノ規定ノ
 結果ナリ
 第七十一條及第七十二條 官吏公吏ノ
 作成スヘキ書類作成ニ關スル規定ナ
 リ現行法ト比較研究スヘシ
 第八十四條 本條第三項ハ在所被告人
 ノ召喚ニ關シ規定セリ之ハ從來慣行
 セルトロロテ明文ニ表ハシタルニ過

キス
 第九十二條 本條ハ勾留被告人處遇ニ
 關スル重要ナル規定ナリトス被告人
 ハ素ヨリ青白ノ人ナリ拘留ハ訴訟ノ
 必要上止ムヲ得サルニ出ツ其ノ間深
 ク身體ト名譽ノ保全ニ注意セサルヘ
 カラス
 第九十七條 本條ニハ勾引狀勾留狀ノ
 様式ヲ規定セリ之レカ執行ニ當リテ
 ハ其ノ適式ナルヤ否ヲ知ルノ要アル
 ヲ以テ豫メ研究シ置カサルヘカラス
 第一百條 本條第二項ニ在所被告人ニ對
 スル勾留狀執行ノ規定アリ注意スヘ
 シ
 第一百七條 本條ハ護送途中刑務所ニ留
 置スル場合アルコトヲ規定ス
 第一百八條 本條ニ依リ勾引狀ノ執行ヲ
 受ケタル被告人ヲ刑務所ニ留置スル
 ヲ得ルコトトナリタルヲ以テ入出所
 ノ手續勾引狀發布官廳トノ連絡等ニ
 付充分考慮シ置クノ必要アリ

第一百條 本條ノ規定ハ從來ノ慣行ヲ
 法文ニ表ハシタルニ過キス
 第一百一條及第一百十二條 接見、物ノ
 授受及之等ノ禁止並ニ其ノ禁止ノ制
 限ニ關スル規定ナリ特ニ糧食ノ授受
 禁止ハ從來疑問トシタルトコロナル
 モ之ヲ消極ニ決シ明定シタリ
 第一百三條 本條ニ依リ勾留狀ノ效力
 ハ二月月ニ限定セラレタルヲ以テ滿
 期釋放又ハ更新等ニ關シ勾留狀發布
 ノ官廳トノ連絡ニ付充分研究シ置ク
 ノ必要アリ

故ニ司法警察官吏ニ關係アル部分モ
 亦特ニ研究シ置クノ必要アルヘシ
 第一百五十七條 被疑者ノ勾留八十
 ノ短期間ニ過キサルヲ以テ入出所ノ
 手續出所ニ關スル檢事局トノ聯絡等
 ニ付研究シ置クノ必要アルヘシ
 第三百九十一條及第三百九十二條此ノ
 二條ハ在所被告人ノ上訴申立ニ關ス
 ル規定ニシテ刑務所吏員ノ關係スル
 トコロ多キヲ以テ注意ヲ要ス
 第三百九十八條第三項 本項ハ控訴ノ
 場合ニ於ケル移所ノ規定ニシテ從來
 ト異ナルトコロナシ
 第四百九十六條及第五百六條 此ノ二
 條ハ再審ト刑ノ執行ノ關係ヲ定メタ
 ルモノナリ

司法保護事業へ
 御下賜金

本年の紀元節の佳辰に當りて畏き邊
 より社會事業に對して御内帑金の御下
 賜があり、特に本年より司法保護事業

會報

刑務所巡回映寫日程

活動寫眞巡回映寫は多大の好成績を
 收めつゝあり本月は岡山刑務所を振り
 出しに山陰、九州、北陸の方面を巡回
 し二十六日に歸京の筈、其日程並びに
 映寫箇所は左の如くである。
 六年(岡山)。八日(小倉)。九日(福岡
 少年刑務所)。十日(佐賀)。十一日(長
 崎)。十二日(三池)。十三日(熊本)十
 六日(鹿児島)。十七日(宮崎)。十八日
 (大分)。廿日(鳥取)。二十一日(松江)
 二十三日(福井)。二十四日(金澤二十
 五日(富山))。

□海外通信

外遊中の法學士河津湛然氏より
 本會北島理事へ宛たる通信中の
 一部を掲載す右通信は昨年十二
 月十二日獨乙伯林發に係るもの
 なり。

(前略) 行刑事務視察の詳細を歸朝後
 御話申上度候も大體の事狀を略説貴
 氏の御參考に供し度候。

一、刑務所の位置 英、獨、佛とも一般
 に衛生上、經濟上、社會教育上等の
 見地より都市商業住宅地域を避け郊
 外風景絶佳の地を選定し自働車、馬
 車を利用して押送の便を計り居り候
 就中獨逸テゲル刑務所は電車を運
 轉して押送致し居り候、勿論被告人
 の拘禁所は何れも皆裁判所内若しく
 は裁判所に隣接し市中に設けたるは
 貴氏の感察の通に候。

二、建築物 さすが煉瓦建の本場にて
 最近の建築物には學ぶ可き點頗る多
 く、採光、通風、換氣、採暖設備は
 完備せられ吾が國の如く刑務所視察
 者をして不快の念を懐かしむる惡臭
 等は皆無に御座候、地下室を巧妙に
 利用し懲罰室、倉庫等に充當せる點
 及び全部を通じリノニウムを敷き
 詰め鏡の如き美しき室内、樓下等仲
 々見物に有之候、刑務所前部に官舎
 を設け一見行刑所たる事を外部より
 判斷する事能はざらしめたる點等を
 面白く感じ申候。

三、各房 従來歐洲の房は獨居もしく
 は夜間獨居房のみと聞き居り候處事
 實は之れに反し夜間雜居房も不尠候
 雜居房は二十人乃至四、五十人を定
 員とする宏大なるものも有之、概ね
 兇惡者若くは善良者のみを收容致し
 居り候、房内廣き爲め採光佳良にし
 て採暖行き渡り非常に心地よく感じ

申し候、獨居房は比較的吾が國のそ
 れとは廣く窓大きくして、光線の射
 入に便し各房にスチームを通し一般
 に便器、机、椅子、寢臺(折疊み自
 由のもの)、食器、作業用品等備え居
 り候が反之、従來舊く建てられたる
 ものには房内狹隘にして窓小さく頗
 る非衛生的、不適當のもの今尙ほ各
 地に存在致し居り候。

四、職員 種類は刑務所長、所長代理
 保健技師、教誨師、主簿看守長並看守
 守長、看守部長、看守、作業技手其
 の他の職員にして何れの刑務所も所
 長代理を置ける事、及び主簿看守長
 の權限の比較的大なる事等は異なる
 點に御座候、服裝は所長、所長代理
 は勿論マ、主簿看守長に至る迄、通
 常服背廣にして所長の内にはゲート
 ルの如きものを着用し頗る輕裝四方
 に走せ廻り敏活に活動監督しつゝあ
 る點は我が所長が慎重の態度に出る

と趣を異に致し居り候、唯テ佛國ム
 ーラン刑務所長が背廣に正帽を着用
 し居りしは頗る滑稽に存候、看守は
 直接戒護者は勿論外役戒護者と雖も
 帶劍せず單に周圍の要所に長き銃器
 を携帯し間接に戒護を嚴に致し居り
 候、所に依りては戒護の際、作業服
 の如きカパーを纏い何れが看守なる
 や作業技手なるや識別に困難なるも
 のも有之候、乍併、退登廳時及び夜
 間は何れも帶劍致し居り候、勤務時
 間はもとより一般労働時間に對應し
 八時間にして三交替制を多く採用致
 し居り候。

五、戒護 戒護は自由に適するの人
 を造る道は自由を與ふる外に存せず
 との格言を誤解せる様見受けられ候
 乍併刑務所は被拘禁者が實地的に可
 能なる範圍内にて最大なる個人自由
 を享有し得る所たらざる可からずと
 せば或は此の理想に近からんか小生

の疑ひ居る所に御座候、何れにせよ
 被拘禁者をして社會に復帰する適格
 を與ふるに非ずして放縱粗放の精神
 を養いつゝあるものと觀察致し候
 義務の觀念に乏しき歐洲人の缺點は
 刑務所にも存在し僅に千名内外の收
 容人員に過ぎざるものにして年に殆
 ど三十名の逃走者を出し概ねじむ事
 を得ざるに出でたるものとして其の
 責任すら問ひ居らざるを聞き一驚致
 し候、乍併被拘禁者に對し言語の叮
 嚀、親切、恩情を持つて接しつゝあ
 る點は感心の外無之候、懲罰件數は
 概して多く其の種類に付き面白く感
 じたるは夜具貸與の禁止、及び一定
 の時間、一定の場所を單純に歩行す
 る事等にて、懲罰に執行猶豫の制度
 を採用せるは大に特色とする所に御
 座候。

六、處遇 英國は階級處置に力を注げ
 るも佛、獨は餘り重要視せる様見受

けられず、階級制度が如何なる刑務
 所に實施せられつゝあるやも知らざ
 る所長が獨逸の某所に勤務致し居り
 候、兇惡者、善良者、短期、長期等
 を區別し適當の處遇方法を施す事は
 未だ進歩せず所に依りては再犯者初
 犯者をすら混合せる所も有之候、況
 や心理学、醫學等を應用し犯人識別
 上の處遇を考するが如きは實際見受
 けられず候。

七、教誨教育 被拘禁者を新教、舊教
 ユダヤ教と明瞭に分類し教誨師も教
 誨堂も以上三種に分類し別々に教誨
 を實施し、教誨雜務を最も多き宗教
 側の教誨師をして統一せしめ居り候
 各國共に犯罪を犯すに至らしめたる
 精神狀態の改良には全力を傾注し致
 誨堂の壯嚴さは亦格別に御座候、英
 佛の教誨堂には過般の大戦に志願出
 役戦死者の名標を可重に安置し犯人
 も亦善人たる可しとの意義を表徴せ

日 本 大 學 機 關 雜 誌

日 本 法 政 新 誌

第 二 卷 第 二 號

—(第 二 百 三 十 號)—

目 次

主參加訴訟論……………	法學士	和田 于一
上古の地方政治……………	講 師	大塚 政晨
イギリスに於ける自然法論……………	法學士	船田 享二
告知義務に關する諸問題……………	法學士	岡 五朗
物權的請求權の研究……………	法學士	飯塚 敏夫
教唆犯の本質を論じて其効果に及ぶ……………	辯護士	横田長次郎
多數當事者の債權に就て(二)……………	法學博士	横田 秀雄
支那の文字を現代的に理解せんには(五)……………	文學士	後藤朝太郎
中世教會史要領(五)……………	文學士	佐々木英夫
○漫録○雜纂○其他……………		
附録第十九卷總目錄……………		

日 本 大 學 內

日 本 法 制 學 會 發 行

(定 價 一 冊 金 壹 圓 郵 稅 貳 錢)